

清里町
障がい者計画
障がい福祉計画
障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月
北海道 清里町

はじめに

わが国においては、世界にも類を見ない速度で高齢化が進展しており、障がいのある方においても高齢化が進み、さらに障がいの重度化や発達障がいのある方、難病者の増加など一人ひとりの状況に応じたケアがより重要となっています。

本町の計画策定にあたっては、障がいのある方の生活の状況に着目し、日常生活の不安解消が施策の基本と捉えることが重要であると考え、障がいのある方や家族を含めた関係者とのニーズ調査や意見交換を行いながら、計画の基本理念である「誰もが自分らしく住み慣れた地域で暮らせるまちづくり」を目指して検討を進めてきました。

目標を実現するためには、障がいのある方を中心に据え、住みたい場所で安心して安定した生活ができるよう、障がいに対する理解の促進を図るとともに障がいのある方やその家族が必要とする支援を充実する必要があります。

今後もこの計画に基づき着実に障がい福祉施策を推進していきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後にこの計画の策定にあたりまして、熱心なご審議と貴重なご意見、ご提言を賜りました保健福祉策定委員会の皆様並びに関係各位に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

清里町長 櫛引政明

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画策定の根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定委員会・町民意見提出手続き	3
(1) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定体制	3
5 計画の策定にあたってのポイント	5
(1) 障がい者計画	5
(2) 障がい福祉計画	6
第2章 障がいのある人等の状況と取り巻く環境	10
1 人口等の状況	10
(1) 清里町の人口	10
(2) 障がいのある人の状況	10
2 アンケート調査からみえる状況	17
(1) アンケート調査の実施概要	17
(2) アンケート調査結果の概要	18
3 障がい者計画の振り返り	27
(1) 生活支援の充実	27
(2) 保健・医療の充実	27
(3) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実	28
(4) 就労支援の推進	28
(5) 生活環境の整備	29
(6) 情報・コミュニケーション環境の整備	30
(7) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実	30
(8) 権利擁護・理解の促進	30
4 障がい（児）福祉計画の振り返り	31
(1) 訪問系サービス	31
(2) 日中活動系サービス	31
(3) 居住系サービス	33
(4) 相談支援	33
(5) 障がい児支援サービス	34
(6) 地域生活支援事業	34
(7) 地域活動支援センター事業	36
第3章 障がい者計画	37
1 基本理念	37
2 基本視点	38
(1) 地域生活の相談体制と支援体制の充実	38
(2) 自立と社会参加の促進	38
(3) バリアフリー社会の実現	38
3 施策の体系	39
4 基本方向及び主要施策	40
(1) 生活支援の充実	40
(2) 保健・医療の充実	41
(3) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実	42

(4) 就労支援の推進	44
(5) 生活環境の整備	46
(6) 情報・コミュニケーション環境の整備	47
(7) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実	48
(8) 権利擁護・理解の促進	49
第4章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	50
1 基本の方針	50
(1) 障がい者の地域生活への移行促進	50
(2) ライフサイクルに応じた相談体制の充実	50
(3) 就労支援・一般就労への理解と促進	51
(4) 権利擁護の推進	51
(5) 地域共生社会の実現に向けた取組	51
(6) 障がい児の健やかな育成のための支援充実	52
2 数値目標の設定（成果目標）	52
(1) 施設入所者の地域生活への移行	53
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	54
(3) 地域生活支援拠点等の整備	54
(4) 福祉施設から一般就労への移行	55
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	57
(6) 相談支援体制の充実・強化	59
(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	60
3 障害福祉サービス等の充実（活動指標）	61
(1) 訪問系サービス	61
(2) 日中活動系サービス	62
(3) 居住系サービス	67
(4) 相談支援	69
4 地域生活支援事業	70
(1) 相談支援事業	70
(2) 理解促進研修・啓発事業	71
(3) 成年後見制度利用支援事業	72
(4) 意思疎通支援事業	73
(5) 手話奉仕員養成・研修事業	74
(6) 日常生活用具給付等事業	74
(7) 移動支援事業	76
(8) 地域活動支援センター事業	77
5 障がい児に関する重点施策	79
(1) 切れ目のない支援体制の構築	79
(2) インクルージョン教育（ともに学ぶ機会）の充実	80
6 障がい児に関する活動指標	81
(1) 障がい児支援事業の見込み量	81
7 総合支援の対象以外のサービス（清里町独自で実施）	83
(1) 地域支え合い事業	83
(2) その他の支援サービス	86
資料編	88
1 清里町保健福祉計画策定委員名簿	88
2 用語解説	89
3 子ども子育て計画、障がい者（児）計画、健康づくり計画の共通フロー	93

4	清里町の教育・保育・養護・障がい者(児)、高齢者等に対する施設・制度の実施状況調べ	95
---	---	----

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、世界にも類をみない速度で高齢化が進展しており、少子化も相まって、少子・高齢化への対応が喫緊の課題となっていますが、障がいのある人においても高齢化が進んでおり、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。また、障がいの重複化や発達障がいのある人、難病患者の増加など、一人ひとりの状況に応じたケアがより重要となってきています。

このような状況に対応すべく、障がい者福祉に関連する各種法律等が整備、さらには改正されてきました。具体的には、平成26年の障害者権利条約批准、平成28年の障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正などが挙げられます。

平成30年3月には、「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定され、以後5年間における障がい者福祉のあり方が示されており、これまで以上に障がいのある人の社会参加を促すための施策が重要となってきます。

また、北海道が平成25年度に策定した「第2期北海道障がい者基本計画」は国の動向等を踏まえ、平成30年に改定し、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指して、障がい者施策の一層の推進を図っています。

さらに、障がい者施策をめぐっては、国において、障害者自立支援法の施行（平成18年）、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の施行、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」などの法整備を行ってきました。

平成28年5月には「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われるなど、今後も、障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、目まぐるしく変化していくことが想定され、法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度や計画と整合性をとりながら、長期的な方向性を決めていく必要があります。

清里町では、障がいのある人の生活を支える総合的な計画として、平成30年3月に「清里町障がい者計画」を策定し、障がいのある人が、地域で安心して暮らし、様々な分野の社会参加活動への参画を広げていけるように各種施策を推進してきました。

また、同時期に「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人を取り巻く環境の変化や、障害福祉サービスのニーズの高まりに対応すべく各事業の充実を図ってきました。

令和2年度には、計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、こうした国等の動向を踏まえるとともに、施策の実施状況や効果を検証した上で、中・長期的な視点も持ちながら、3年後の令和5年度を目標年度とする新たな清里町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）を策定します。

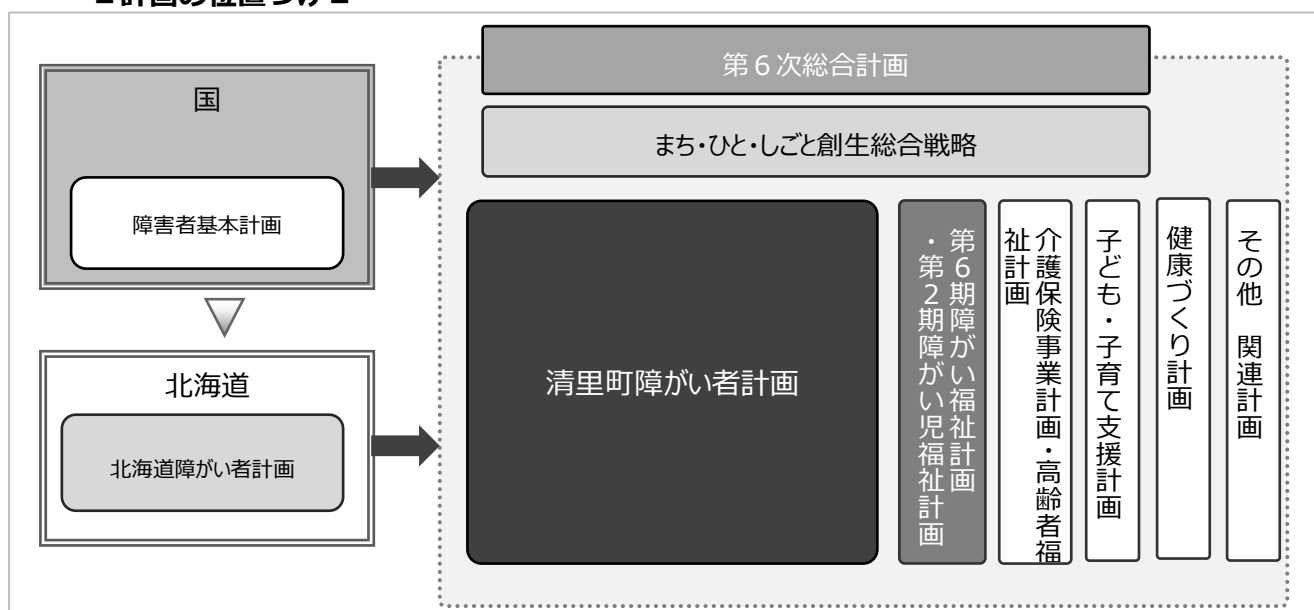
2 計画策定の根拠と位置づけ

「障がい者計画」は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画です。また、「障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）（第88条第1項）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法（第33条の20第1項）に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児相談支援の円滑な実施に関する事項を定めるものであり、上位計画の「清里町総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとする国・道・町の関連計画等との整合性を図って策定します。

■ 計画策定の根拠と役割 ■

	法的位置づけ	計画の役割
障がい者計画	○障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」	障がいのある人のための施策に関する基本的な計画を策定する。
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	○障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」 ○児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」	障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの。 第5期より、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定める「障がい児福祉計画」を包含して策定する。

■ 計画の位置づけ ■



3 計画の期間

障がい者計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とし、3年ごとの策定を義務付けられている障がい福祉計画及び障がい児福祉計画と一体的な計画として推進します。なお、関連計画の計画期間は以下のとおりです。

■ 計画の期間 ■

	～令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者計画	現行（平成30年度 から3年間）	新計画			（次期）		
障がい福祉計画	第5期（平成30年 度から3年間）	第6期			（第7期）		
障がい児福祉計画	第1期（平成30年 度から3年間）	第2期			（第3期）		

【国】 障害者基本計画	第4次（平成30年度から5年間）			（第5次）			
【道】 障がい福祉計画	第5期（平成30年 度から3年間）	第6期			（第7期）		

4 計画策定委員会・町民意見提出手続き

（1）障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定体制

①本計画の策定にあたり、各方面から幅広い意見を反映させるために、障がい者関係団体の代表をはじめ、保健・福祉・医療など学識経験者、住民の代表者及び一般公募委員で組織する「清里町保健福祉計画策定委員会」を設置して計画の内容について審議を行いました。策定委員会では地域づくりアドバイザーに専門的助言等をいただきながら審議を行っております。

②町民の意見やニーズを的確に反映した計画とするため「清里町福祉に関するアンケート」を実施しました。

③「手をつなぐ親の会」「にじいろの会」とのグループインタビューを行い、障がいのある方が地域で生活していく際の課題等の実態をお聞きしております。

④保健福祉計画策定委員会の審議経過及び計画案を公開し、町民意見提出手続き（パブリックコメント）により町民皆様から広く意見や提案を募集しました。

◎清里町保健福祉計画策定委員会

回数	開催日	審議内容
第1回	令和2年11月4日	障害者総合支援法について 第5期障がい福祉計画の実績について 町の福祉施策について
第2回	令和2年12月22日	ニーズ調査結果と事業の評価について 障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児 福祉計画について
第3回	令和3年2月8日	障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計 画（案）

◎町民意見提出手続き

期間	実施方法
令和3年2月10日～ 令和3年3月2日	○町施設窓口及び町ホームページにおいて計画素 案を公開し意見を募集

5 計画の策定にあたってのポイント

(1) 障がい者計画

平成30年3月に「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定されました。この計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することを掲げています。障がいのある人本人による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっています。概要は、以下のとおりです。

■ 障害者基本計画（第4次）の概要 ■

(1) 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

(2) 基本的方向

- ① 2020年東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
- ② 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- ③ 障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進
- ④ 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

(3) 総論の主な内容

- ① 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- ② 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ③ 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- ④ 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(4) 各論の主な内容

- ① 安全・安心な生活環境の整備
- ② 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ③ 防災、防犯等の推進
- ④ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ⑥ 保健・医療の推進
- ⑦ 行政等における配慮の充実
- ⑧ 雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑨ 教育の振興
- ⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ⑪ 国際社会での協力・連携の推進

(2) 障がい福祉計画

「基本指針」(大臣告示)は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもので、新たな指針が示されました。

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとなります。

なお、障がいのある人に関する法律や制度は、その充実とともに、目まぐるしく変化しており、法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度と整合性をとりながら、計画の策定を行っていく必要があり、計画の策定にあたっては、以下のポイントに留意する必要があります。

■ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正 ■

(1) 基本的理念に係る事項の見直し

- ① 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。
- ② 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載する。
- ③ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である旨を記載する。

④ 障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載する。

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨を記載する。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

① 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である旨を記載する。

② 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。

(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

① 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である旨を記載する。

② 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある旨を記載する。

③ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、

- ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある旨
- ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である旨を記載する。

④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、

- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある旨
- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある旨
- ・ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）を記載する。

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- ・併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- ・このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 令和 5 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。
- ・ 令和 5 年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 令和 5 年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・ 令和 5 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。
- ・ 令和 5 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築令和 5 年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(6) その他

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する旨を記載する。

また、(5)に掲げる目標の設定に伴い、必要な活動指標を設定する。

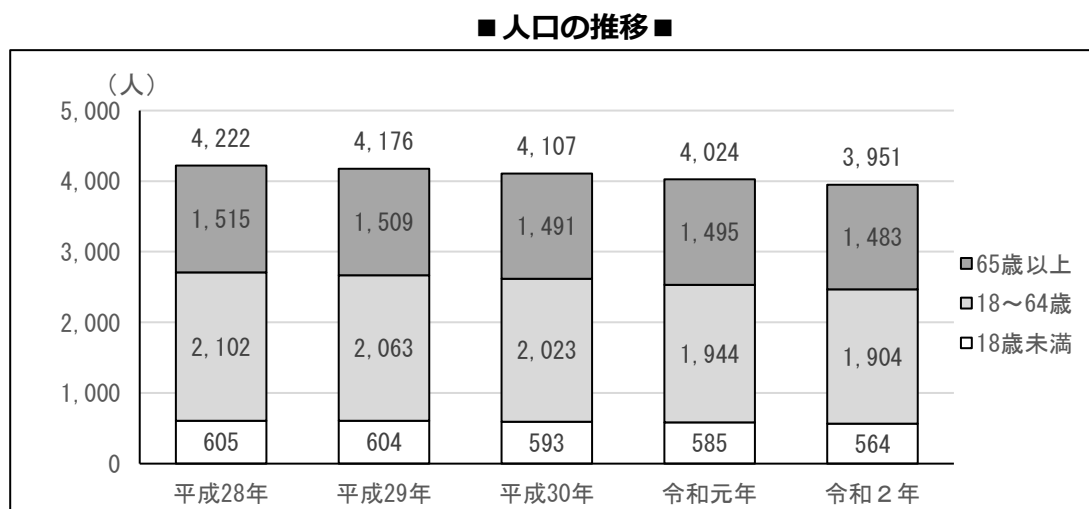
第2章 障がいのある人等の状況と取り巻く環境

1 人口等の状況

(1) 清里町の人口

住民基本台帳によると、令和2年9月30日現在における本町の総人口は3,951人で、平成28年以降において、減少傾向で推移しています。

また、年齢区分別でも、各年齢層とも減少傾向で推移していますが、65歳以上のいわゆる高齢者人口は令和元年に一時増加しています。



※各年9月末現在

(2) 障がいのある人の状況

① 手帳所持者数の推移

清里町における障がいのある人の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の所持者（重複含む。））は、令和2年10月末現在で280人という状況です。

また、令和2年10月末現在で障がい種別にみると、身体障害者手帳所持者数は199人となっており、令和元年以降において減少傾向で推移しています。

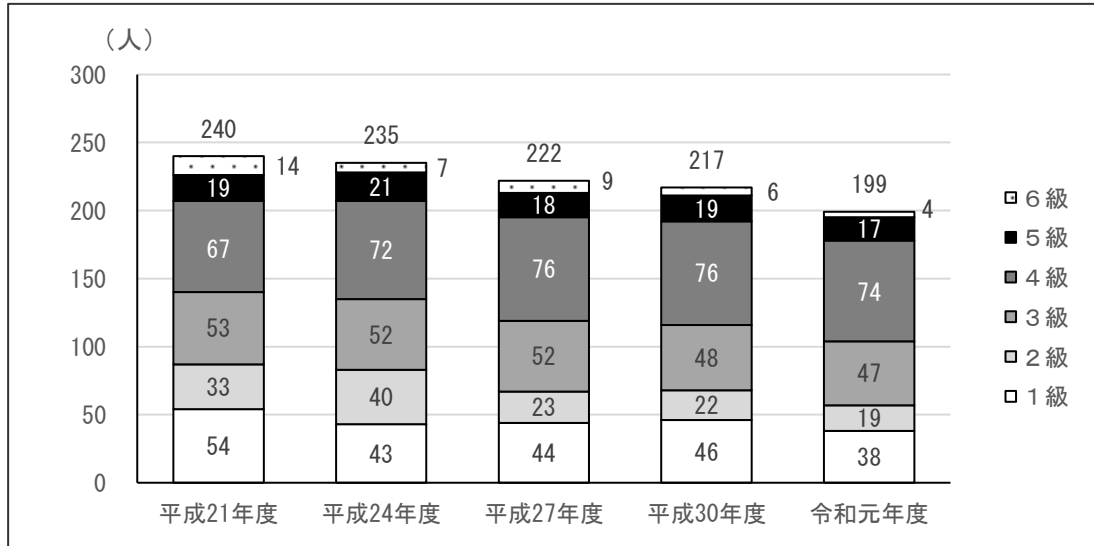
一方、療育手帳所持者数は47人、精神保健福祉手帳所持者数は34人となっており、平成28年以降において増加傾向で推移しています。

①身体障がい者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数を障がいの等級別にみても、概ね減少傾向で推移していますが、6級と2級の減少が顕著となっています。

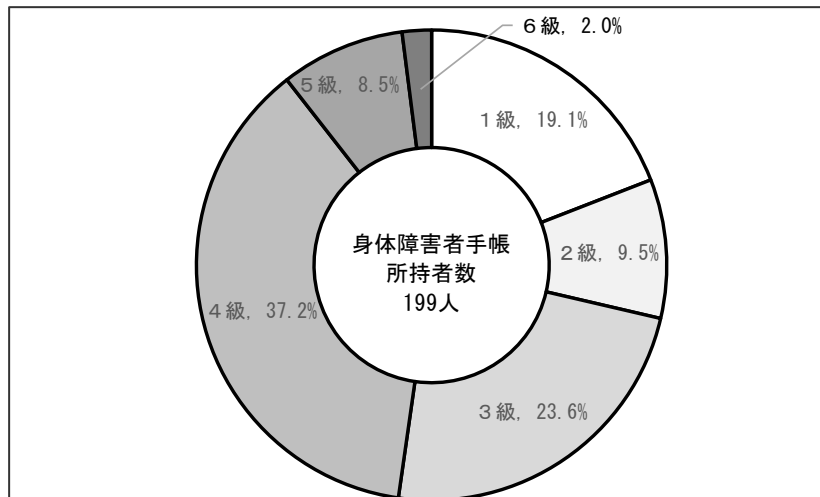
また、等級別の構成比をみると、4級（37.2%）と3級（23.6%）の割合が高くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者（等級別）の推移 ■



※各年10月末現在

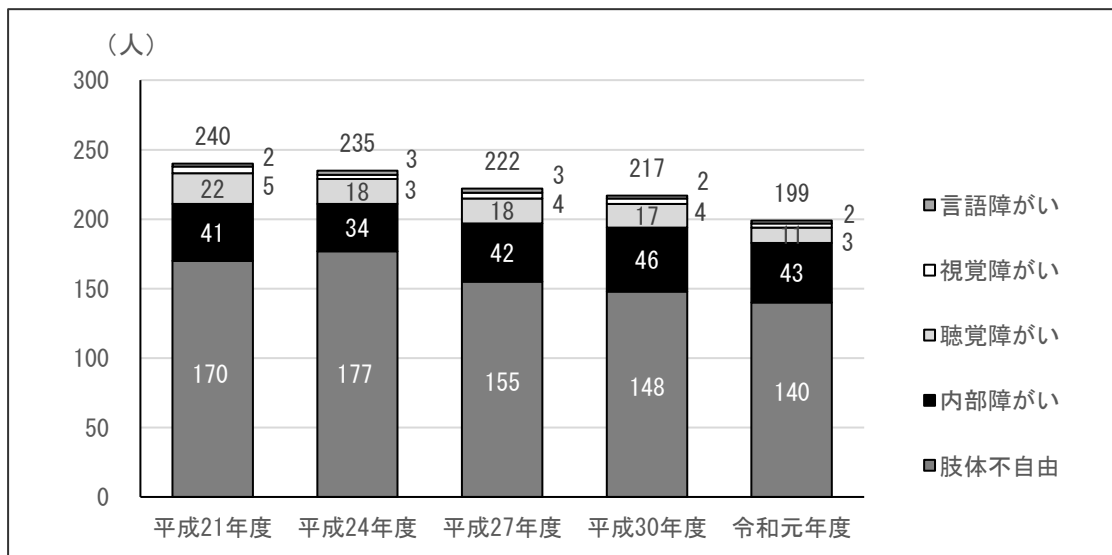
■ 身体障害者手帳所持者（等級別）構成比 ■



※令和元年10月末現在

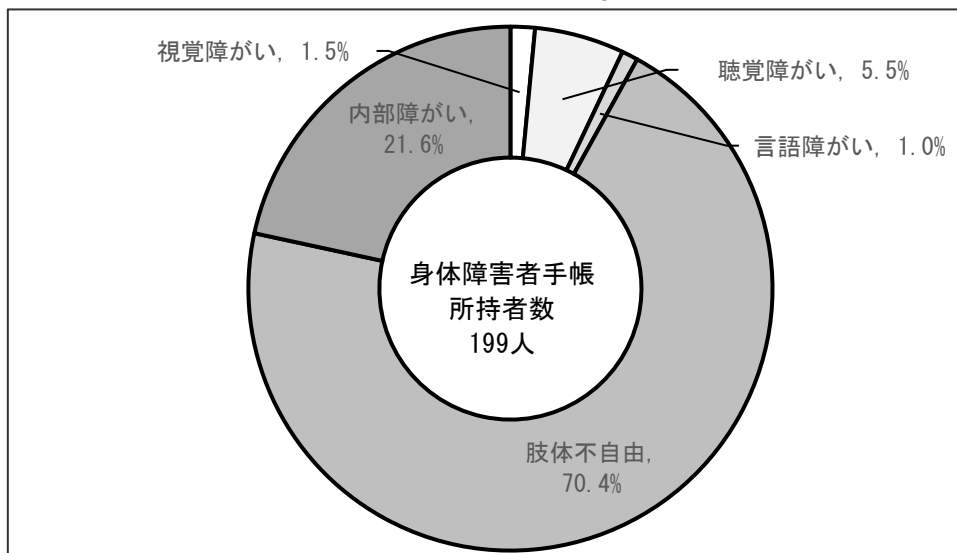
身体障害者手帳所持者数を障がいの部位別にみると、令和元年度では、「肢体不自由」が140人(70.4%)と大多数を占め、次いで「内部障がい」が43人(21.6%)となっています。

■ 身体障害者手帳所持者（部位別）の推移 ■



※各年10月末現在

■ 身体障害者手帳所持者（部位別）構成比 ■



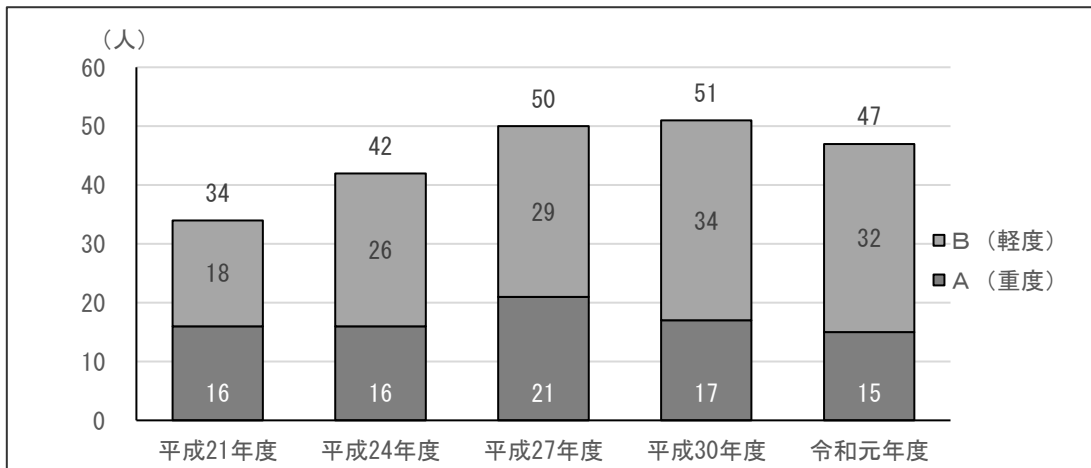
※令和元年10月末現在

③知的障がい者（児）の状況

療育手帳所持者数は、平成21年以降において増加傾向で推移していましたが、令和元年度には減少に転じています。

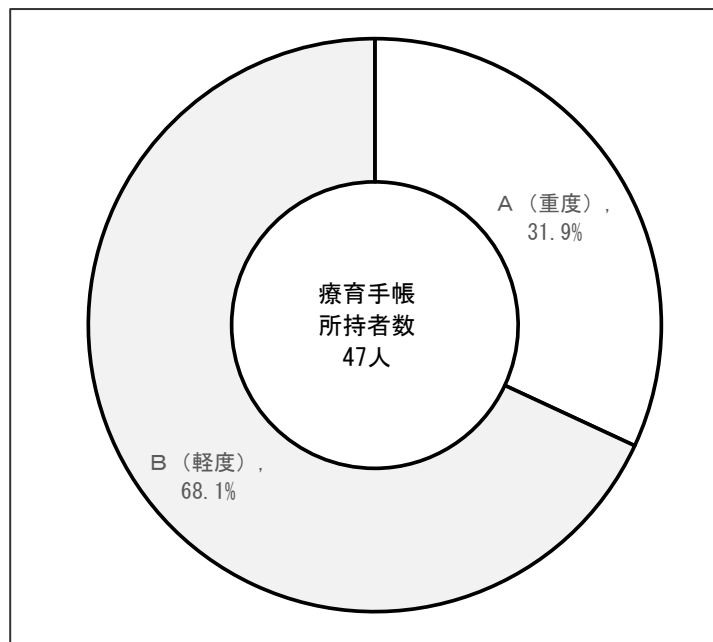
なお、令和元年度における療育手帳所持者（等級別）の構成比は、B（中軽度）が7割弱を占めています。

■療育手帳所持者数の推移（等級別）■



※各年10月末日現在

■療育手帳所持者（等級別）構成比■



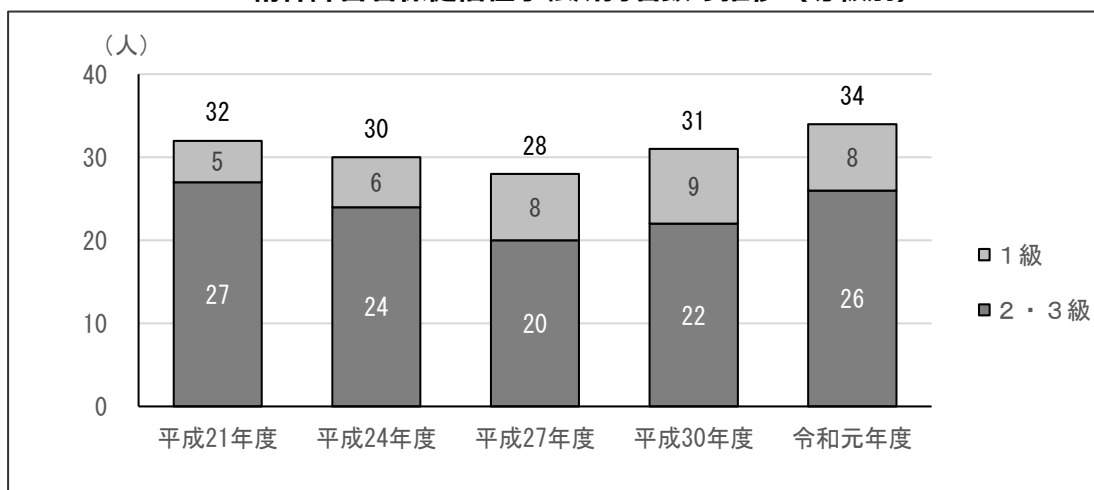
※令和元年10月末日現在

④精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を障がいの等級別に見ると、近年において2・3級の手帳所持者数の増加が顕著になっています。

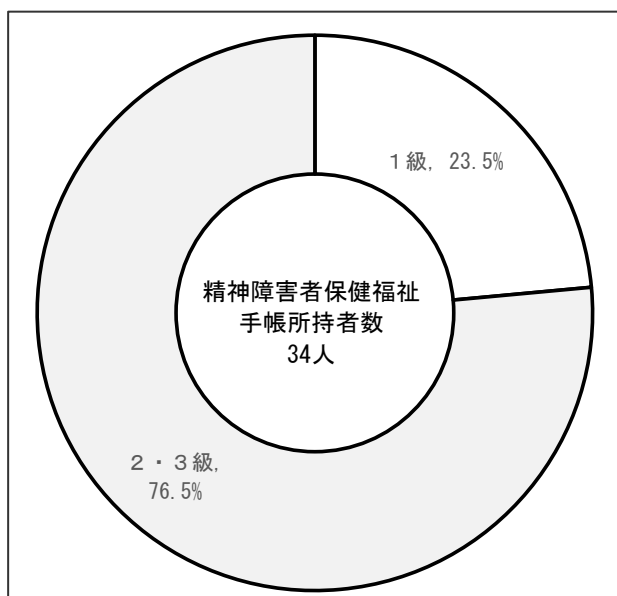
なお、令和元年度における精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の構成比は、「2・3級」（76.5%）が大多数を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）■



※各年10月末現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）構成比■



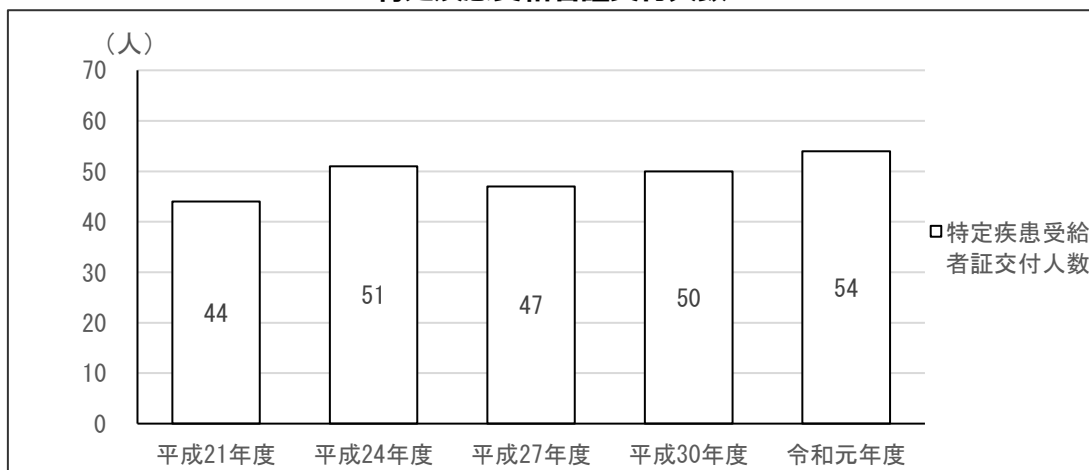
※令和元年10末日現在

⑤難病患者などの状況

特定疾患受給者証交付人数は近年において増加傾向にあり、令和元年度で54人となっています。

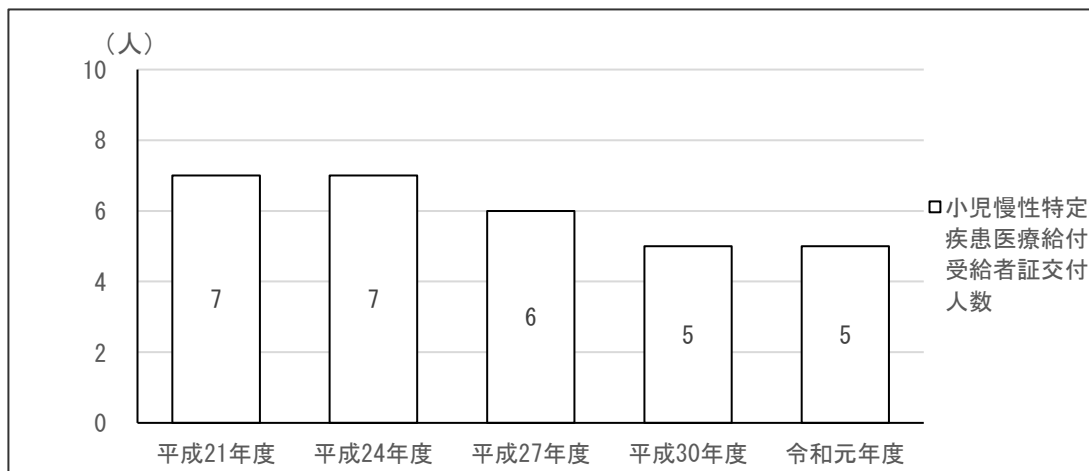
また、小児慢性特定疾患医療給付受給者証交付人数は減少傾向にあり、近年においては、5人程度で推移しています。

■ 特定疾患受給者証交付人数 ■



※各年10月末現在

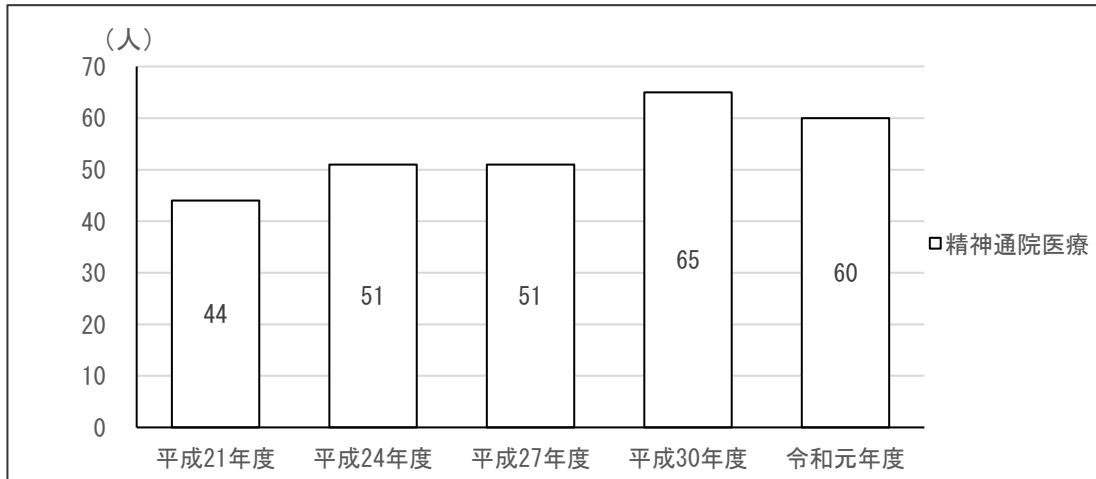
■ 小児慢性特定疾患医療給付受給者証交付人数 ■



※各年10月末現在

自立支援医療の受給者数は、平成30年度まで増加傾向で推移していましたが、令和元年度に減少に転じ、60人となっています。

■ 自立支援医療受給者数の推移 ■



※各年10月末現在

2 アンケート調査からみえる状況

(1) アンケート調査の実施概要

本計画の策定にあたり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、今後の障がい福祉の具体的な施策を推進する際の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

■ 調査の実施概要と回収結果 ■

調査種別	障がいのある人（児童を含む）
調査地域	清里町全域
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの及び特別児童扶養手当受給者、難病交通費を申請している方、障害福祉サービスを利用されている方
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	令和2年8月
配布数	300票
回収数	165票
回収率	55.0%

(2) アンケート調査結果の概要

調査結果概要は以下のとおりです。

※グラフ中の「n」は回答数。

①アンケート対象者・回答者について

本調査の記入者は、「本人」が63.0%、「本人の家族」が15.2%、「家族以外の介助者」が7.3%となっています。

■ アンケート回答者 ■

(%)	本人	本人の家族	家族以外の介助者	無回答	n
全体	63.0	15.2	7.3	14.5	165

②年齢

年齢は、「70歳以上」(56.4%) が最も多く、次いで、「60～69歳」(18.8%)、「40～49歳」(7.3%)、「50～59歳」(6.7%)、「20～29歳」(3.6%)、「0～5歳」・「6～11歳」(同率1.8%)、「15～17歳」・「30～39歳」(同率1.2%)、「12～14歳」(0.6%) となっています。

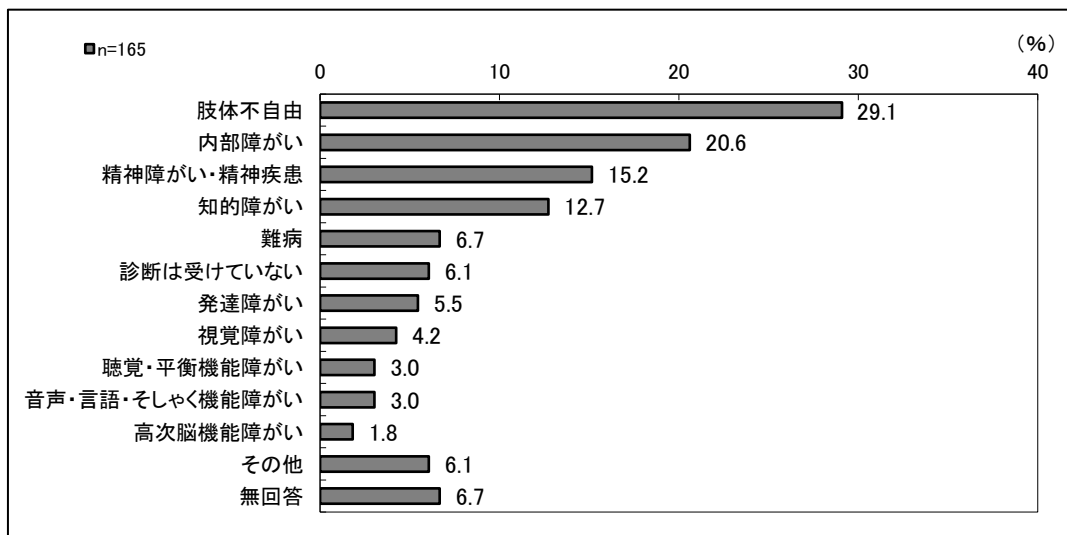
■ 年齢 ■

(%)	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	無回答	n
全体	1.8	1.8	0.6	7.3	6.7	18.8	0.0	3.6	1.2	56.4	0.6	165	

③障がい等の種類

障がい等の種類については、「肢体不自由」(29.1%)が第1位、次いで、「内部障がい」(20.6%)、「精神障がい・精神疾患」(15.2%)、「知的障がい」(12.7%)、「難病」(6.7%)、「診断は受けていない」(6.1%)、「発達障がい」(5.5%)、「視覚障がい」(4.2%)、「聴覚・平衡機能障がい」・「音声・言語・そしゃく機能障がい」(同率3.0%)、「高次脳機能障がい」(1.8%)などの順となっています。

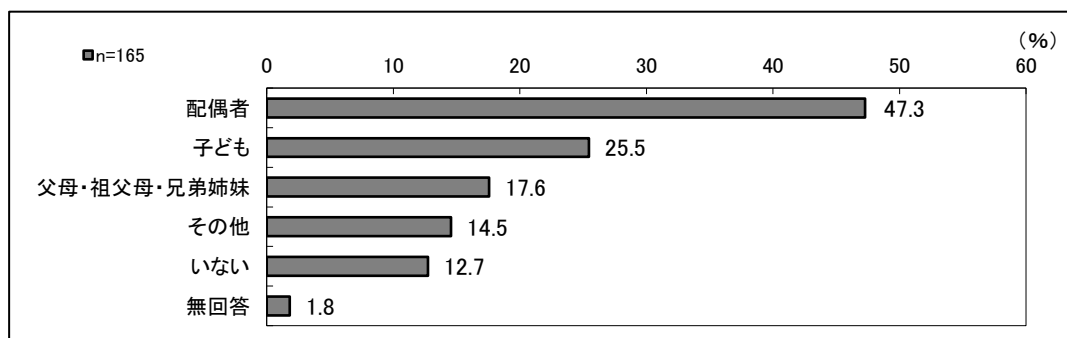
■障がい等の種類（全体／複数回答）■



④住まいや暮らしについて

現在一緒に暮らしている人についてたずねたところ、「配偶者」(47.3%)が第1位、次いで、「子ども」(25.5%)、「父母・祖父母・兄弟姉妹」(17.6%)などの順となっており、「いない」は12.7%となっています。

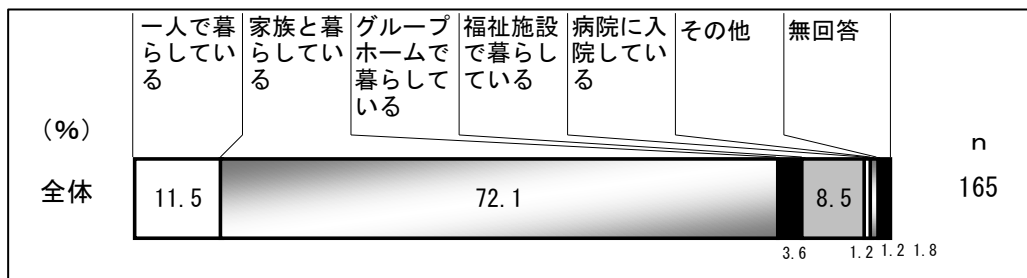
■現在一緒に暮らしている人（複数回答）■



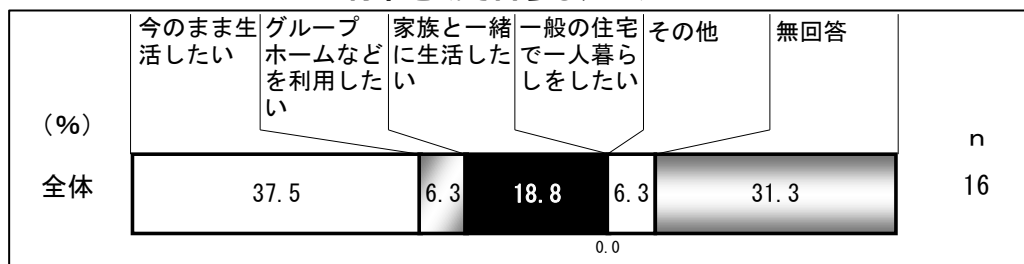
現在の暮らし方については、「家族と暮らしている」(72.1%) が最も多く、次いで、「一人で暮らしている」(11.5%)、「福祉施設で暮らしている」(8.5%)、「グループホームで暮らしている」(3.6%)、「病院に入院している」(1.2%) などとなっています。

また、将来地域で暮らしたいかたずねたところ、「そのまま生活したい」(37.5%) が最も多く、次いで、「家族と一緒に生活したい」(18.8%)、「グループホームなどを利用したい」(6.3%) などとなっています。

■現在の暮らし方■



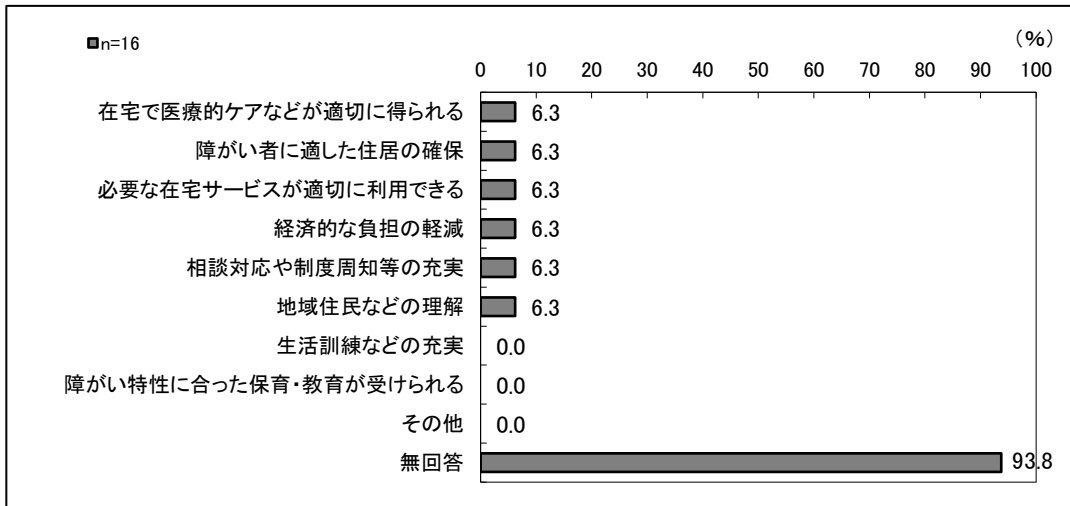
■将来地域で暮らしたいか■



⑤地域で生活するためにあると良いと思う支援

地域で生活するためにあれば良い支援については、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られる」・「障がい者に適した住居の確保」・「必要な在宅サービスが適切に利用できる」・「経済的な負担の軽減」・「相談対応や制度周知等の充実」・「地域住民などの理解」が同率の6.3%となっています。

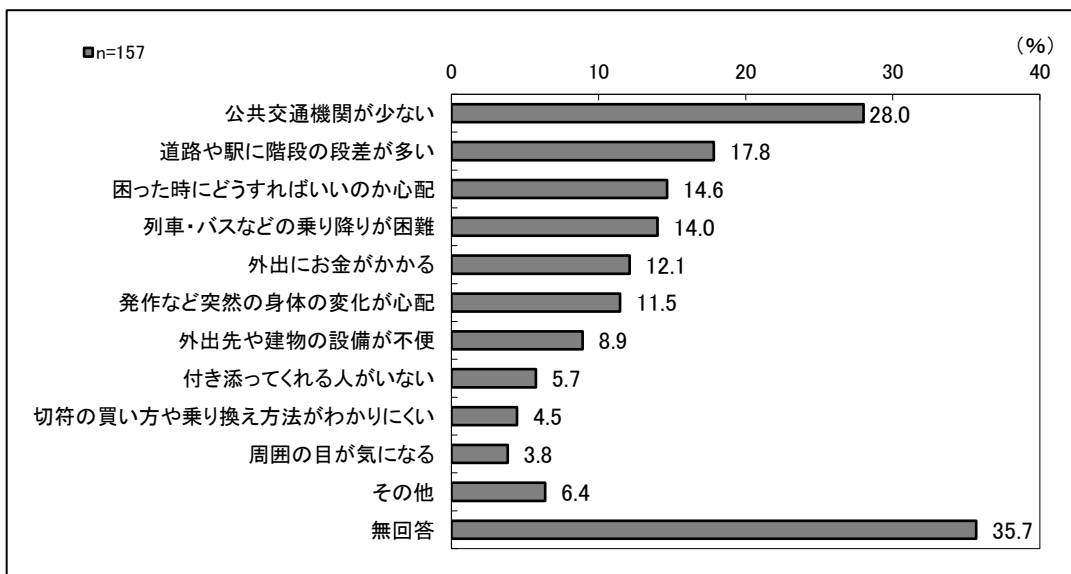
■地域で生活するためにあると良いと思う支援（複数回答）■



⑥外出する時に困ること

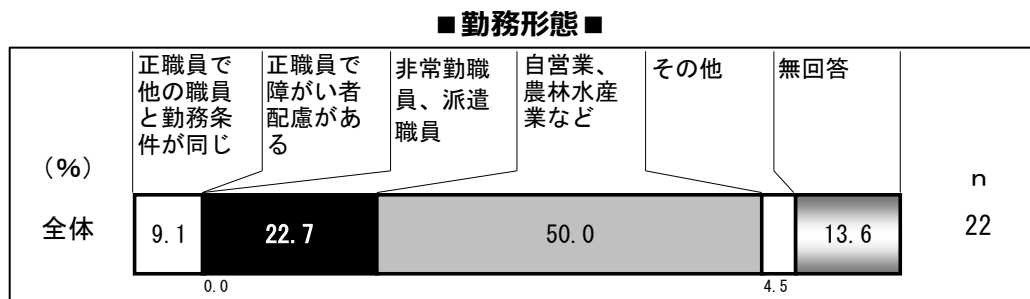
外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない」(28.0%)が第1位、次いで、「道路や駅に階段の段差が多い」(17.8%)、「困った時にどうすればいいのかわかりにくい」(14.6%)、「列車・バスなどの乗り降りが困難」(14.0%)、「外出にお金がかかる」(12.1%)、「発作など突然の身体の変化が心配」(11.5%)などの順となっています。

■外出する時に困ること（複数回答）■



⑦勤務形態

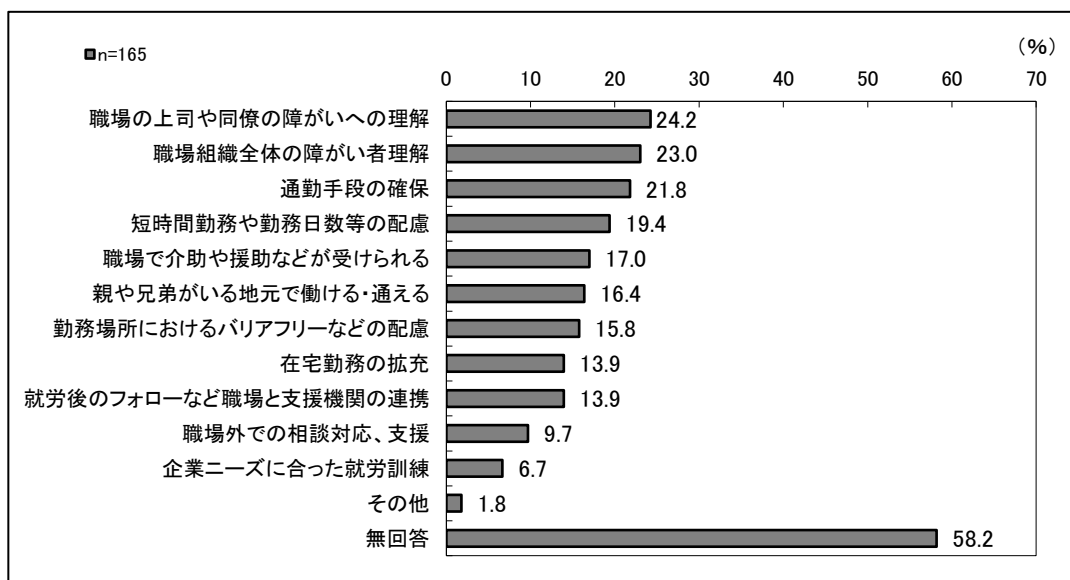
勤務形態については、「自営業、農林水産業など」(50.0%)、「非常勤職員、派遣職員」(22.7%)、「正職員で他の職員と勤務条件が同じ」(9.1%) となっています。



⑧障がい者の就労支援として必要なこと

障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」(24.2%) が第1位、次いで、「職場組織全体の障がい者理解」(23.0%)、「通勤手段の確保」(21.8%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(19.4%)、「職場で介助や援助などが受けられる」(17.0%)、「親や兄弟がいる地元で働ける・通える」(16.4%)、「勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮」(15.8%)、「在宅勤務の拡充」・「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(同率13.9%) などの順となっています。

■ 障がい者の就労支援として必要なこと (複数回答) ■



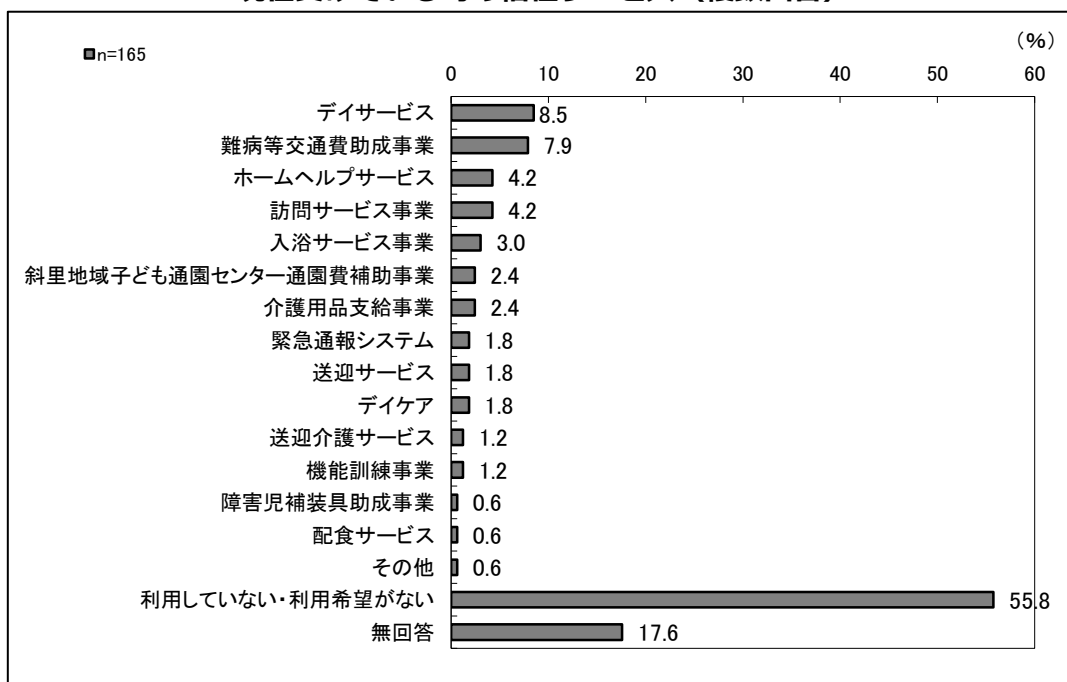
⑨現在受けている町の福祉サービス

現在受けている町の福祉サービスについては、具体的には、「デイサービス」(8.5%)が第1位、次いで、「難病等交通費助成事業」(7.9%)、「ホームヘルプサービス」・「訪問サービス事業」(同率4.2%)、「入浴サービス事業」(3.0%)、「斜里地域子ども通園センター通園費補助事業」・「介護用品支給事業」(同率2.4%)、「緊急通報システム」・「送迎サービス」・「デイケア」(同率1.8%)、「送迎介護サービス」・「機能訓練事業」(同率1.2%)、「障害児補装具助成事業」・「配食サービス」(同率0.6%)などの順となっています。なお、「利用していない・利用希望がない」(55.8%)と「無回答」(17.6%)を除く3割弱が何らかの福祉サービスを受けていることがうかがえます。

年齢別でみると、0-19歳では「斜里地域子ども通園センター通園費補助事業」、20-49歳、50-69歳では「難病等交通費助成事業」、70歳以上では「デイサービス」が第1位となっています。

障がい種別でみると、身体では「デイサービス」、知的では「訪問サービス事業」、精神では「難病等交通費助成事業」・「ホームヘルプサービス」・「訪問サービス事業」が第1位となっており、受けている福祉サービスに違いがみられます。

■ 現在受けている町の福祉サービス（複数回答） ■



⑩あると良いと思う福祉サービス

あると良いと思う福祉サービスについては、以下のとおりとなっています。

障がい種別	あると良いと思う福祉サービス
身体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排雪サービス ・ 眼科 ・ 障がいを持った子ども（発達障がいなど）を持つ親が安心して通える幼児施設（小学校前で遊べるところ、リハビリできるところ）、小学校、中学校、高校 ・ 送迎サービス、デイサービス、入浴サービス、難病等交通費助成事業 ・ 送迎バスサービス
知的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校も近くにないので、小学校前までは斜里通園センターで療育を受けられたが、卒業すると療育を受ける場所がない。特児手当などの診断書を受ける時も病院が近くにないので、まず受診するのに数ヶ月かかるので大変 ・ 障がい児の放課後等デイサービス（小1～高3） ・ 小学生でも受けられる子ども通園センターのようなサービスがあるとありがたい。今受けられるサービスは未就学児までなので

⑪通院について

定期的に通院している医療機関の有無については、「ある」が80.6%、「ない」が13.9%となっています。

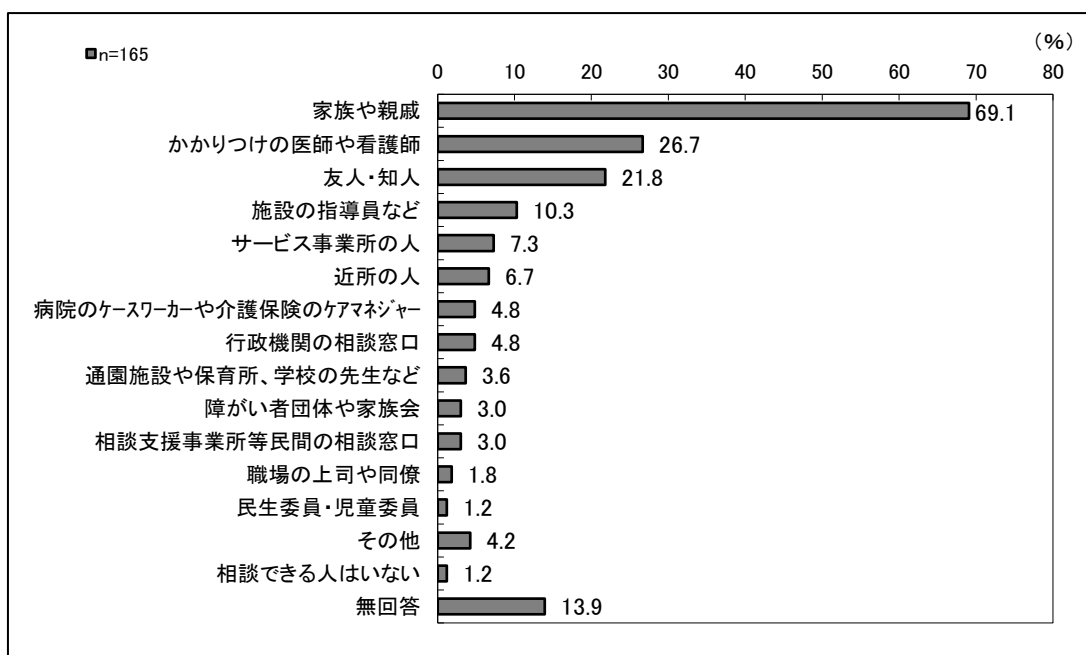
■ 通院について ■

(%)	ある	ない	無回答	n
全体	80.6	13.9	5.5	165

⑫相談相手について

悩みや困ったことの相談先については、「家族や親戚」（69.1%）が第1位、次いで、「かかりつけの医師や看護師」（26.7%）、「友人・知人」（21.8%）、「施設の指導員など」（10.3%）などの順となっています。

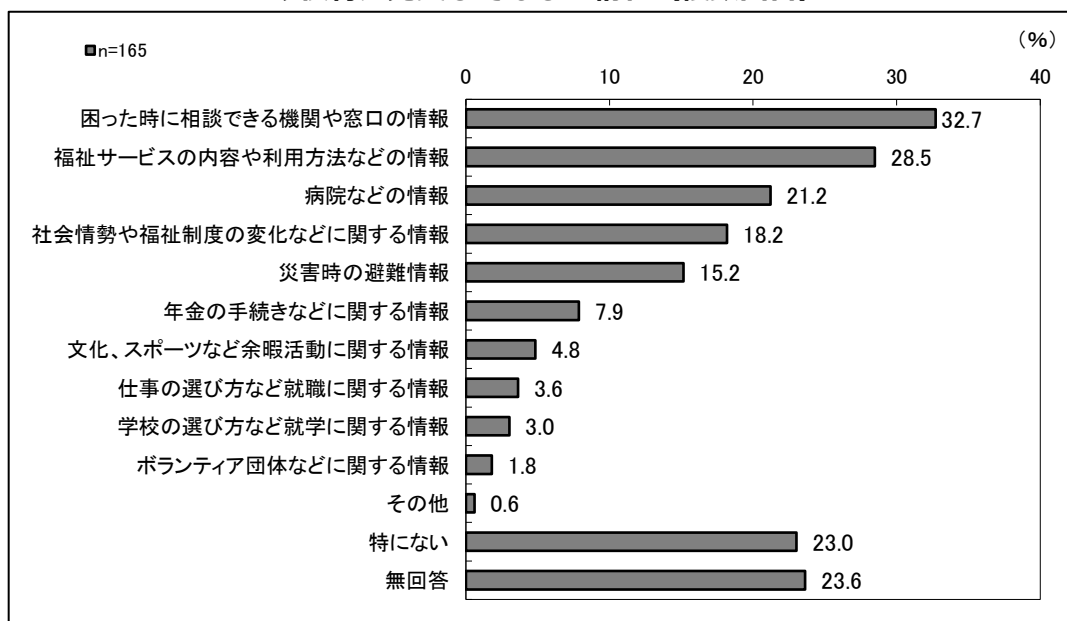
■ 悩みや困ったことの相談先（複数回答） ■



⑬障がいや福祉サービスなどに関する情報の入手先

今後特に充実してほしい情報については、「困った時に相談できる機関や窓口の情報」(32.7%)が第1位、次いで、「福祉サービスの内容や利用方法などの情報」(28.5%)、「病院などの情報」(21.2%)、「社会情勢や福祉制度の変化などに関する情報」(18.2%)、「災害時の避難情報」(15.2%)、「年金の手続きなどに関する情報」(7.9%)、「文化、スポーツなど余暇活動に関する情報」(4.8%)、「仕事の選び方など就職に関する情報」(3.6%)、「学校の選び方など就学に関する情報」(3.0%)、「ボランティア団体などに関する情報」(1.8%)などの順となっています。

■ 今後特に充実してほしい情報（複数回答） ■

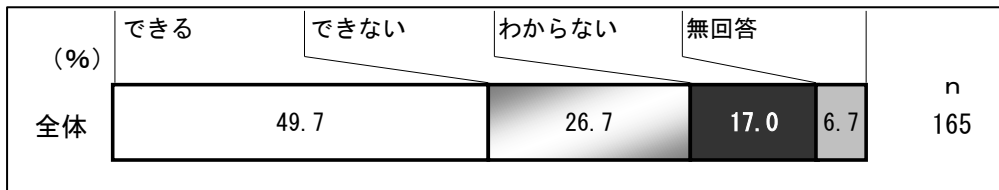


⑭災害への対応について

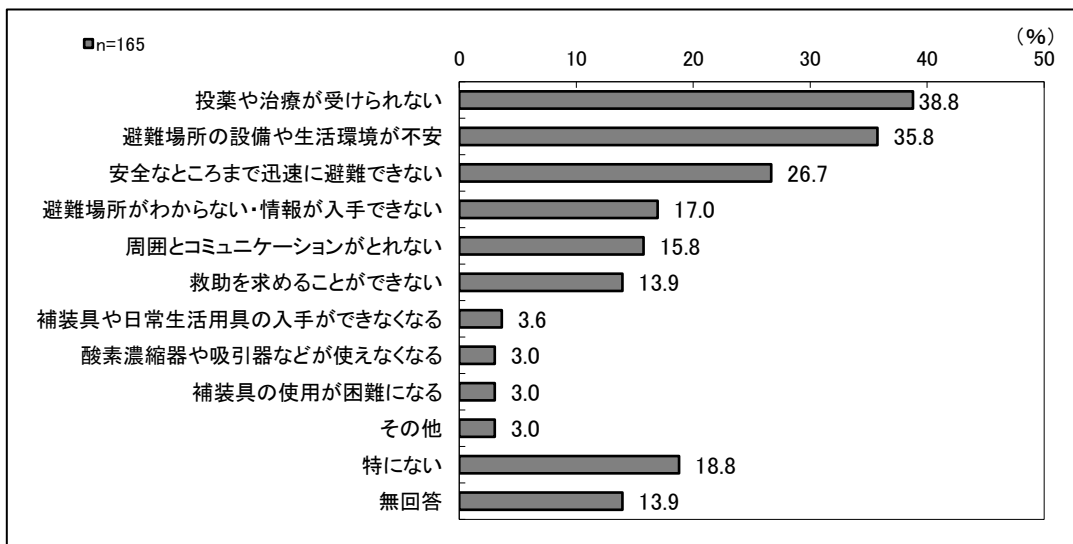
火事や災害時に一人で避難できるかたずねたところ、「できる」が49.7%、「できない」が26.7%、「わからない」が17.0%となっています。

また、災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」(38.8%)が第1位、次いで、「避難場所の設備や生活環境が不安」(35.8%)、「安全なところまで迅速に避難できない」(26.7%)、「避難場所がわからない・情報が入手できない」(17.0%)、「周囲とコミュニケーションがとれない」(15.8%)、「救助を求めることができない」(13.9%)などの順となっています。

■火事や災害時に一人で避難できるか■



■災害時に困ること（複数回答）■



3 障がい者計画の振り返り

(1) 生活支援の充実

①在宅福祉サービスの充実

障害者総合支援法のサービスのほか、難病者等通院交通費助成事業や福祉サービス事業など障害者総合支援法では対応できない事業を継続してきました。

また、令和2年度から障がい児補装具支援制度を福祉サービス事業にて拡充を行いました。

日中における活動の場の選択肢が少ないことや専門医が遠方となるため容易に相談や診断が受けられない状況です。

②相談支援体制の構築

それぞれに対応する部署により、必要な相談助言や必要なサービス提供につなげる支援などを行ってきました。

様々な障がいに対応し、ライフスタイルに応じた家族も含めた総合的な相談体制の確立や、専門的相談や指導を受ける体制の充実が必要です。

③障がい児支援の充実

圏域内の児童発達センター（斜里地域子ども通園センター）による相談や発見を行っているほか、児童発達センターの事業により療育・機能訓練を行っています。

導入に時間がかかり、望む支援が適切に受けることができていない面があるほか、家族に対する相談機能の充実が必要です。

(2) 保健・医療の充実

保健については、各種検診や相談、面接、手続きなどの機会を通じて本人家族の状態を確認し、必要な医療の指導やサービス事業者との連携を行ったほか、精神保健福祉事業を実施しました。

福祉については、状態の悪化予防や安定のため、必要な受診のための交通支援やサービス利用の調整を行いました。

支援が必要な方への情報提供の充実が課題です。

(3) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実

①教育環境・相談体制の整備

療育機関の紹介や巡回相談の調整などを行い、専門的な相談等に結びつけました。また、児童に関する相談窓口としては、子育て支援センターが業務を担っているほか、関係分野が連携し、学校進学時の事前の調整を行っています。

状態に応じて早期の相談や見学を行い、本人の状態に応じた適切な指導を行う必要があります。

②学校教育の充実

特別支援教育における教員の加配などを行い学習の機会を確保しています。

就労相談等、学校卒業後の連携並びに、福祉教育の推進や手帳の手続きなどの相談がある時を想定した相談場所の PR などの際し、連携する必要があります。

③文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がい者スポーツ大会等への呼びかけを行ったほか、障がいがあっても可能なスポーツの実施に取り組みました。

障がいがあっても可能なスポーツの周知や検討を行う必要があります。

④地域活動・ボランティア活動の支援

自治会において、福祉部等で活動を行っている地域があるほか、各ボランティアにおいて様々な活動が行われています。

また、民生児童委員心身障がい者福祉部会が研修会を行うなど、自主的な活動を支えています。

各活動を把握しマッチングを行うなど、有機的に結びつける総括的な役割を担うとともに、障がいそのものの理解を深める機会を充実する必要があります。

(4) 就労支援の推進

①地域生活移行の推進

精神科病院から地域生活移行に向け、手帳の申請等の連携をとった事例があります。

施設から地域へ移行するための専門的情報や手法が不足しています。

また、地域自立支援協議会を定期的を開催する必要があります。

②雇用環境の改善に向けた啓発

職業安定所から本人に対し療育手帳申請をし、就労の幅を広げるよう提案があった事例がありました。

引き続き、障がい者雇用の環境改善を行っていく必要があります。

③就労の場の確保

職業安定所から本人に対し療育手帳申請をし、就労の幅を広げるよう提案があった事例がありました。

他町の就労支援を活用するなど、就労支援体制について検討していく必要があります。

④就労移行支援の推進

訓練希望者の調整を行いました。

受け入れ事業者が他町となり対象者が限られているとともに、交通体制に限りがあり、雇用場所が限られています。交通支援及び雇用の確保を検討していく必要があります。

(5) 生活環境の整備

①住環境の整備

制度の対象となるケースについては、住宅改修を行っています。

町営住宅では、はごろも団地はバリアフリーで建設されており、車椅子でも動けるスペースがあります。

制度の対象とならない方への住宅改修の対応が課題であるほか、建物建設の際には関係課との連携により、バリアフリーについて確認していく必要があります。

②福祉のまちづくりの推進

建物建設に際し、一般的なバリアフリーについては行っており、道路についても段差の解消などに努めています。

みどりの湯の家族浴室には、町内利用者のほか他町の障がいを持つ方が入浴に来ています。

障がいがある方が暮らしやすい環境は、誰にとっても暮らしやすい環境であることの理解の普及と仕組みの構築が必要であるとともに、あわせて環境の整備が必要です。

③移動支援の充実

障害者総合支援法による移動支援事業の調整や福祉サービス事業での受診や介助（送迎サービス・送迎介護サービス）の手続き、調整を行いました。

令和2年度よりハイヤー利用助成券交付事業を開始し、一部の障がい者は対象となっています。

受診だけではなく、スポーツや芸術文化活動への参画が気軽にできるような移動支援の取組が必要です。

（6）情報・コミュニケーション環境の整備

①情報提供・相談体制の充実

サービス利用者には、ホームヘルパーや保健師など普段関わりのある方に間に入ってもらい伝達を行っています。

制度上で関わりのない方に対して制度周知などの取組が必要です。

②コミュニケーション手段の確保

対象者の状況にあわせて支援を行っています。

引き続き、対象となる方を把握し、支援につなげる必要があります。

（7）緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

障がいのあるひとり暮らしの方は、ひとり暮らし高齢者や夫婦世帯と一緒に災害弱者名簿を作成しています。令和2年度にはコロナウイルス感染症の影響がなにか安否確認のための家庭訪問を一部で実施しました。

障がいのある方本人との防災意識や役割の確認をしていく必要があります。

（8）権利擁護・理解の促進

①人権・権利擁護の推進

日常生活自立支援事業については、利用者が微増となっており、今後も増加すると見込まれます。

障がい者に対する虐待の状況把握ができていないほか、現在の日常生活自立支援事業では対応できない事例が増えてきており、支援が必要な状況です。

②福祉教育の充実

年少期からの教育について、事業は実施できませんでした。

学校の教育と情報共有し、状況を把握する必要があります。

4 障がい（児）福祉計画の振り返り

（１）訪問系サービス

訪問系サービスにおいて、利用実績は計画値を下回っています。

◇訪問系サービス

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間	176	145	176	130	176	130
	人	11	0	11	0	11	0

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスにおいて、「生活介護」「短期入所」は概ね計画値通りとなっています。また、「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」は実績値が計画値を大きく上回ります。

◇日中活動系サービス

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人日	16	17	16	17	16	17
	人	352	374	352	374	352	374
自立訓練 (機能訓練)	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立訓練 (生活訓練)	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日	22	0	22	0	22	0
	人	1	0	1	0	1	0
就労継続支援 (A型)	人日	22	66	22	88	22	110
	人	2	3	2	4	2	5
就労継続支援 (B型)	人日	110	176	110	132	110	154
	人	5	8	5	6	5	7
就労定着支援	人日	-	0	-	0	-	0
	人	-	0	-	0	-	0
療養介護	人日	124	124	124	93	124	93
	人	4	4	4	3	4	3
短期入所	人日	5	10	5	5	5	5
	人	1	2	1	1	1	1

(3) 居住系サービス

居住系サービスにおいて、「共同生活援助」「施設入所支援」は概ね計画値通りとなっています。なお、「自立生活援助」は利用者がいませんでした。

◇居住系サービス

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助	人	13	14	13	13	13	14
施設入所支援	人	11	11	11	11	11	11
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

(4) 相談支援

相談支援のうち「計画相談支援」は、概ね計画値通りとなっています。なお、「地域移行支援」「地域定着支援」は利用者がいませんでした。

◇相談支援

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人	33	34	33	34	33	35
地域移行支援	人	0	0	0	0	1	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	1	0

(5) 障がい児支援サービス

障がい児支援サービスにおいて、「児童発達支援」「障害児相談支援」は、概ね計画値通りとなっています。

「放課後等デイサービス」は令和2年度に1名の利用がありました。そのほかのサービスは利用者がいませんでした。

◇障がい児支援サービス

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人	11	13	11	9	11	12
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人	0	0	0	0	0	1
保育所等訪問 支援	人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児 童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談 支援	人	11	13	11	9	11	13

(6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の実施状況は概ね計画値通りに推移していますが、「移動支援」は年度によって計画値と実績値の乖離がありました。

日常生活用具給付等事業の利用状況は、概ね計画値通りとなっていますが、「排泄管理支援用具」は、実績値が計画値を大きく上回ります。

◇地域生活支援事業

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修 啓発事業	回数	0	0	0	0	0	0
自発的活動支 援事業	回数	0	0	0	0	0	0
相談支援事業							
基幹相談支援 センター等機 能強化事業	カ所	1	0	1	0	1	0
住宅入居等支 援事業	人	0	0	0	0	0	0
成年後見制度 利用支援事業	人	0	0	0	0	0	0
成年後見制度 法人後見支援 事業	カ所	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設 置事業	人	0	0	0	0	0	0
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	人	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養 成研修事業	人	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	延利用 時間数 時間/ 月	260	318	260	218	260	185
	人	6	5	6	6	6	6

◇日常生活用具給付等事業

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
介護・訓練支援用具	件	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件	2	0	2	0	2	0
在宅療養等支援用具	件	0	1	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	2	0	0	0	0
排泄管理支援用具	件	108	162	108	156	108	156
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件	0	1	0	0	0	0

(7) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、他市町村所在分の利用者については、実績値が計画値を大きく上回ります。

◇地域活動支援センター事業

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度 (見込み)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センター事業							
自市町村所在分	カ所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
他市町村所在分	カ所	1	1	1	1	1	1
	人	1	3	1	3	1	3

第3章 障がい者計画

1 基本理念

障害者基本法第1条に規定されるように、障がい者施策は、すべての町民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

障がい者計画では、このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できる地域社会の実現を目指すための障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の根拠法である障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念も踏まえ、本計画の基本理念を下記のとおりとします。

計画の基本理念

誰もが自分らしく

住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

2 基本視点

(1) 地域生活の相談体制と支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択・決定に基づき身近な地域で日常生活や社会生活を営むには、地域生活を支える体制の整備が必要です。

入所施設等から地域生活への移行、又は地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要です。

そのため、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、サービスを利用するにあたっての相談体制の充実や障がい福祉サービスをはじめとするサービス提供体制を充実します。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望やその個人のニーズに応じた就労支援等を推進します。

また、町内での住民自治活動や地域での活動、障がい者自身が主体となって自発的に活動できる場など、障がいのある人が積極的に参加することができる場を地域全体で提供する体制の整備を推進するとともに、社会参加の取組を促進します。

(3) バリアフリー社会の実現

障がいや障がいのある人への理解を深め、差別や虐待、偏見を除去する心のバリアフリー化、公共施設、交通機関などのユニバーサルデザインの推進や災害発生時の安否確認など、清里町の地域特性を踏まえながら、障がいがあっても安心して暮らせるまちづくりを地域全体で推進します。

3 施策の体系

基本理念

基本視点

基本方向及び主要施策

誰もが自分らしく

住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

地域生活の相談体制
と支援体制の充実

- (1) 生活支援の充実
 - ①在宅サービスの充実
 - ②相談支援体制の構築
 - ③障がい児支援の充実

(2) 保健・医療の充実

- (3) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実
 - ①教育環境・相談体制の整備
 - ②学校教育の充実
 - ③文化芸術活動・スポーツ等の振興
 - ④地域活動・ボランティア活動の支援

自立と社会参加の
促進

- (4) 就労支援の推進
 - ①雇用環境の改善に向けた普及啓発
 - ②就労の場の確保
 - ③就労移行支援の推進

- (5) 生活環境の整備
 - ①住環境の整備
 - ②福祉のまちづくりの推進
 - ③移動支援の充実

バリアフリー社会の
実現

- (6) 情報・コミュニケーション環境の整備
 - ①情報提供・相談体制の充実
 - ②コミュニケーション手段の確保

(7) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

- (8) 権利擁護・理解の促進
 - ①人権・権利擁護の推進
 - ②福祉教育の充実

4 基本方向及び主要施策

(1) 生活支援の充実

地域での生活を希望する障がいのある人が自らの選択によりニーズに沿った支援を利用しながら、相談体制やサービスを充実することが必要です。身近な地域で日常生活及び社会生活を営むことができる体制を整備します。

①在宅サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、ニーズに応じた在宅サービスの充実に努めます。

1) 自立支援のためのサービスの充実

- ・障害者総合支援法における居宅介護、就労の支援援助や福祉サービスを使って自立した生活を送れるよう支援します。
- ・権利擁護事業の拡充を行い、金銭管理や意思の決定などの支援を行います。
- ・緊急通報システムや救急医療情報キット、水道安否事業を利用することで日常生活を安心して送るよう支援します。
- ・障がいの特性に起因して生じた緊急事態や相談について、基幹相談支援センターと連携し相談体制の整備を図っていきます。
- ・必要に応じて多様な生活の場（グループホームなど）の調整を行います。

2) 日中活動の充実

- ・障害者総合支援法における日中活動の場の活用や福祉サービスのデイサービスやデイケアサービスなど、利用者にあった選択ができるよう支援します。

3) 重度障がい者・難病者の支援

- ・受診や入院など必要な医療が受けやすくなるよう、難病者等通院交通費助成事業や福祉サービス（送迎サービス）など経済的負担支援や送迎介護サービスなどの介助支援を継続していきます。

②相談支援体制の構築

障がい者が自らの意思決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築し、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病者の様々な障がい種別に対応し、サービス提供につなげる相談支援体制の整備を推進します。

特にライフステージが変わるたびに相談場所が変化していた障がい児に対しては、子育て世代包括支援センターにおいて、保健師、保育士のほか障がいに関する相談ができる社会福祉士を配置し、本人の最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援し、障がいの疑いがある段階から就労まで身近な地域で寄り添いながら本人及び家族の不安解消に努められるよう体制を構築していきます。

また、令和3年度より1市4町による広域で基幹相談支援センターを設置し、居住支援機能がある地域生活支援拠点等の整備を行います。

③障がい児支援の充実

心身に障がいを抱える障がい児に対して、療育・機能訓練等の支援を行う児童発達支援事業を提供するとともに、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けることができる体制の充実を図ることができるよう児童発達センター運営に関する支援を継続していきます。

また、障がい児が地域の保育や教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらずすべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

(2) 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため健康診査等の推進、障がいの早期発見及び障がいに対する適切な医療を提供し、障がい者に対する適切な保健サービスを提供します。

①障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

- ・健康教育、健康指導を通じて疾患の予防を指導します。
- ・乳幼児健康診査、新生児聴覚検査費助成、2・3歳児健診事後育児発達相談などの際に発達に応じた相談や指導等を行います。

②適切な保健・医療サービスの提供

- ・医療に関する相談、助言、医療機関等の紹介などを行います。

③保健サービスの充実

- ・地域で行われる保健事業の周知を行います。

④障がいに対する医療の充実

- ・身近な地域で専門医療が受けられるよう近隣の市町と連携した取組を行います。

⑤精神保健福祉施策の推進、難病支援施策の継続

- ・自立支援医療や精神保健福祉手帳、特定疾患受給者証の手続き支援を行い、必要な制度の紹介などに努めます。

(3) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実

町民すべてが、障がいのある人もない人も一人ひとりの人間として尊重し合うことが社会形成の基本となります。そのためには、町民が障がい者と障がいそのものに対する理解を深めることが重要であり、広報活動、イベント、教育の場、ボランティア活動等あらゆる場において、理解の促進や啓発を図るとともに、障がいのある人とない人の交流を深め、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。

また、障がい者一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じたスポーツ・レクリエーションや文化活動への参加を促進します。

①教育環境・相談体制の整備

障がい児の発達レベル、障がいの状態は多種多様であり、子どもたちはそれぞれ多様な療育・教育ニーズを持っています。そして、これら子どもたち一人ひとりの多様なニーズに適切に応えられる療育・教育を継続して提供していくことが求められています。

障がい児一人ひとりが、障がいの程度に応じた学習の機会を確保できるよう環境整備を推進します。また、発達障がいなど療育・教育に特別なニーズのある児童についても適切な対応の充実に努めます。

保健、医療、福祉及び教育等の関係分野が連携し、障がいの程度や種類、家庭の状況に応じて、適切な療育・教育が確保されるよう努めます。

1) 教育体制の充実

- ・教育支援専門員による相談、助言を行い、必要に応じ学校、保健、福祉分野が連携し相談体制の充実に努めます。

2) 児童相談所等の専門家による巡回相談の実施

- ・巡回相談ができるよう調整し、予防や早期療養につなげていきます。

②学校教育の充実

特別支援教育において、保健・福祉の関係機関との連携を図り、障がい児一人ひとりの特性、発達段階に応じた適切な教育の推進を図ります。また、早期からの教育相談の機会等により、障がいの状況や保護者の意向を把握しながら、就学先の決定のみならず就学後の一貫した支援について助言等を行います。

1) 特別支援教育への理解

- ・必要に応じたインクルージョン教育の実施や特別支援教育支援員の配置を行います。就学などのライフステージが変更する際には、育ちの手帳を活用した情報共有を行っていきます。

2) 教育相談の整備

- ・一人ひとりの教育ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸ばすために進学先や学習環境など各種相談に応じ、教育支援を行います。

3) 専門家による相談の実施、講演会の実施

- ・理解促進研修啓発事業による講演会等の実施により障がいの特性を理解と専門的知識を深めます。

4) 学校における福祉教育の推進

- ・心のバリアフリーについての普及啓発など教育委員会と連携した取組を行います。

5) 就労に向けての連携

- ・保健・医療・福祉・教育におけるケース検討、支援経過や育ちの手帳の活用などの情報共有を行いながら就労に向けた支援やつなぎを行います。

③文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動は、社会参加だけではなく、感覚訓練や機能訓練にも寄与しており、スポーツ・レクリエーション及び文化活動の参加を促進します。

1) スポーツ施設的环境把握

- ・誰でもスポーツが楽しめるよう障がいのある方が利用しやすい環境の把握を行います。

2) スポーツ・レクリエーションの充実

- ・スポーツ活動やレクリエーション活動のすそ野を広げ、参加機会の拡大と交流を促進し、多様な生きがいづくりを推進します。

3) 社会参加・余暇活動に関する情報の提供

- ・スポーツ大会への呼びかけや文化活動などは広報やチラシなどのほか、障がい担当職員より呼びかけや周知を行っていきます。

④地域活動・ボランティア活動の支援

地域活動やボランティア活動に対する理解を深め、いつでも、どこでも気軽に、自然に助け合う社会の形成を目指します。

1) 地域ぐるみの福祉の推進

- ・ノーマライゼーション普及事業等で障がいそのものの理解を深め、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進します。

2) 民生・児童委員、保健師等との連携

- ・身近な地域の中で、信頼や相談しやすい関係づくりを構築していけるよう関わっていきます。

3) ボランティアの育成、ボランティア活動の推進

- ・現在行っている活動と有機的な結び付けを行い、障がいがあってもなくても、お互いが支える側や支えられる側として活動を推進していきます。

(4) 就労支援の推進

障がい者の自立と社会参加を促すために、生活する地域での理解や支援、就労は必要不可欠です。障がい者の雇用・就労については「雇用対策法」、「職業安定法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等において、雇用の促進及び就労の安定を図るために必要な施策を推進するよう努めると示されています。

障がい者雇用の拡大に向けた啓発活動の強化に努めるとともに、障がい者の地域での生活支援や就労支援を推進します。移行する障がい者に対し、相談支援体制の充実を図り、就労支援については、公共職業安定所等が実施する職業相談・職業訓練・能力開発・職業紹介等に協力します。

①雇用環境の改善に向けた普及啓発

障がい者の雇用を促進するとともに、障がい者の雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

1) 障がい者の雇用の理解と促進

- ・障がいがある人が働くことについて、理解を深め地域社会で応援する仕組みを検討していきます。

2) 障がい特性に配慮した雇用環境の整備、拡大

- ・町や企業の雇用創出につながる、障がい者の雇用状況について把握し、障がい者が活躍しやすい環境づくり、雇用機会の拡大に向けた取組を進めます。

3) 雇用促進に向けた制度の促進

- ・一般就労のステップとなるようチャレンジ就労などの経験を積む機会を通じて自立支援を図るとともに、障がい者理解の啓発を図ります。

4) 地域特性等を活かした就労機会の確保

- ・農福連携などの地域に根差した就労の創出を検討し、多様な就労の機会を支援していきます。

②就労の場の確保

公共職業安定所等と連携して障がい者の就労の場の確保を推進します。

1) 障がい者にやさしい職場の確保

- ・障がいのある人の就労支援に関する施策や取組事例を町民や企業に情報提供し障がいのある人の雇用や就労について理解を求めるとともに雇用をする企業に対しての支援の検討を行います。

2) 関係機関の連携による就労支援体制の整備

- ・公共職業安定所や障害者職業訓練校などの労働機関と福祉施設や企業の連携による就労支援ネットワーク等を活用しながら就労支援体制の整備を検討していきます。

3) 地域活動支援センター事業への調整

- ・手工芸品などの制作販売や活動の参加により地域とのつながりや人との交流を作ることができるよう調整します。

4) 就労継続支援の推進

- ・自分のペースで働く準備をしたり、訓練、仕事を行いながら、働く知識を習得できるよう福祉サービス事業所と調整を行います。
- ・住み慣れた地域で働くことができるよう雇用の創出を行い、就労継続支援事業所と連携を行います。
- ・就労継続支援に通所するための交通費助成事業を行い、経済的負担を軽減します。

③就労移行支援の推進

障がい者が自ら選択した職業で、自立した社会生活の実現が可能となるように福祉的就労の場である就労移行支援等での訓練を推進します。また、職場での実習体験などを通じて働くことに意欲を持ち、一般就労の可能性を引き出すなど受け入れ体制の調整などの整備を行います。

1) 障がい者就業・生活支援センターへの調整

- ・就業と生活面における一体的な支援を行う障害者就業生活支援センターを中心に就労に関する連携を行います。

2) 就労の支援

- ・障がいの特性に応じた本人のスキルの向上と民間企業による環境整備が必要であり、就労系サービス事業所と連携調整を行います。

3) 一般就労への移行

- ・一般就労の可能性を引き出すことができるよう、職場体験や実習の体制を関係機関と連携をとり検討していきます。

(5) 生活環境の整備

建築物、道路及び交通機関等における物理的な障壁を除去することは、障がい者の自立と社会参加を促進するための基礎的な条件です。生活環境面の改善は行政、民間事業者及び町民が一体となって推進し、施設・設備の整備に際しては、誰もが快適で生活しやすいように努めます。

障がい者が安心して地域で生活できるよう、障がい者の日常生活に適した住宅の整備を促進するとともに、障がい者に配慮した防災対策を充実する必要があります。

すべての町民にとって暮らしやすいまちづくりをノーマライゼーション理念の具現化の根幹をなす施策として位置づけて取り組みます。

①住環境の整備

障がい者が住み慣れた住居で快適に継続して生活が送れるよう支援します。

1) 住宅改修・改造に対する周知、相談機能の充実

- ・制度の説明や周知、手続き支援を行い、必要に応じて手すりの設置や用具使用の相談を行います。

2) 町営住宅の整備

- ・継続してバリアフリーの視点を取り入れていき、誰もが住みやすい住宅を整備していきます。

②福祉のまちづくりの推進

障がい者が健康で生きがいを持って生活していくために外出の機会を増やすことが重要です。障がい者が安心して行きたいところへスムーズに外出できるように、道路及び建築物等のバリアフリー化の整備を進めるとともに、町民の理解と協力が得られるような啓発活動を推進します。

1) 地域づくりの推進

- ・心のバリアフリー化を推進し、広報やホームページなど普及啓発を実施していきます。
- ・ヘルプマークの周知普及を推進し、障がいへの理解を図ります。

2) 障がい者に配慮したまちづくり

- ・公共施設においては、建築物のバリアフリー化の整備を継続し、みんなにやさしいまちづくりを行います。

3) 道路環境の整備

- ・段差の解消などの整備を継続します。

③移動支援の充実

外出が困難な障がい者を対象にした外出時の支援等の充実を図ります。

1) 利用者の負担軽減

- ・難病等交通費支援、清里町ハイヤー利用助成券事業により、通院や外出への経済的負担を軽減いたします。

2) 移動支援事業の充実

- ・障害者総合支援法の移動支援事業の調整や福祉サービスにおける送迎サービスや送迎介護サービスの手続きや調整を行います。

(6) 情報・コミュニケーション環境の整備

視覚・聴覚障がい者は、情報の収集利用に大きなハンディキャップがあります。

必要な情報を家庭など身近なところでの確かつ十分に収集でき、円滑にコミュニケーションができるサービスが必要です。また、サービスの利用については、障がい者やその家族が適切なサービス選択・決定等が可能となるよう情報提供に努めます。

①情報提供・相談体制の充実

視覚・聴覚障がい者や知的障がい者の人は、その障がいの特性から保健・医療・福祉その他の各般にわたるサービスのコーディネート、専門的な機関への相談や情報の入手等が課題となっています。視覚・聴覚障がい者及び知的障がい者への情報提供の充実を図ります。

1) 福祉サービス等の情報提供の充実

- ・情報伝達機器等の調整や映像情報の活用など障がいの特性に応じた意志疎通を整備していきます。

2) 職員の専門性の確保、難聴児の理解

- ・聞こえにくさに早期に気づき、ことばや知識を学ぶための適切な支援ができるよう難聴児支援派遣事業（北海道事業）を活用し理解を深めます。

②コミュニケーション手段の確保

視覚、言語機能、音声機能及びその他の障がいにより、意思疎通を図ることが難しい人に対して、コミュニケーション手段である手話通訳派遣等に取り組みます。

1) 聴覚障がい者に対する支援

- ・手話通訳派遣等の必要な支援の調整を行います。

2) 視覚障がい者に対する支援

- ・情報伝達機器などコミュニケーションが図りやすいツールの確保に努めます。

(7) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

障がい者が安全・安心して暮らせる社会の実現のために、各種関連団体等との連携による緊急時・災害体制の確立を図ります。また、障がい者の状況や特性等を把握し、その状態に応じた緊急時・災害対策が図られるよう支援体制の整備と対象者の把握に努めます。

①災害時の障がい者支援施策の推進

災害弱者名簿の作成を行い、日頃より必要な支援を確認していきます。

②避難誘導體制等の確立

災害時の体制確認を行い避難支援の実効性を確保していきます。障がいの特性に応じた支援体制を整備していきます。

③防災情報システムの充実

お知らせメールやホームページなどを活用し、防災情報を提供していきます。

④防災意識の啓発

障がいのある方本人やご家族の防災意識の啓発を行い、災害時の役割等を確認していきます。

⑤本人の状態や環境の把握

訪問事業による状態や環境等の把握を行い必要なサービス利用などにつなげていきます。

(8) 権利擁護・理解の促進

障がい者やその家族が安心して生活できるよう、権利擁護に関する制度の周知や住民の障がいへの理解の高揚等に努めます。

①人権・権利擁護の推進

利用者増に対応できるよう、日常生活自立支援事業と成年後見制度による支援を図ります。また、障害者虐待防止法に基づき、障がい者に対する虐待の防止・支援体制の整備を推進します。

1) 成年後見制度の充実と周知

- ・成年後見制度利用支援事業の周知、活用の支援を行います。
- ・法人後見の支援体制の整備、成年後見制度法人後見支援事業を実施し、安心して生活ができる支援を行います。

2) 虐待防止に向けた連携協力体制の整備

- ・清里町障害者虐待防止センターにおいて養護者支援を図っていきます。
- ・清里町要保護児童対策地域協議会におけるケース検討などで虐待の防止に努めていきます。

②福祉教育の充実

障がい者及び障がいへの認識と理解を促進するためには、幼少期からの教育が重要であり、学校教育と連携し理解を深める教育を積極的に推進します。

第4章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

1 基本の方針

障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講じています。

また、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援拡大が図られたところです。

このように障がい福祉サービスや支援の多様化が進む中、地域における生活の維持及び継続の推進、就労に向けた支援、地域共生の実現に向けた取組など一層の充実を推進していきます。

(1) 障がい者の地域生活への移行促進

障がい者が地域で暮らせる社会の実現には、居住支援を基本とする基盤整備を進めるとともに、入所施設従事者が地域生活支援の担い手となる等、施設機能を入所施設から地域生活支援へと転換する必要があります。また、退院可能な精神障がい者の退院支援等を促進し、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できるような体制を確保していきます。

(2) ライフサイクルに応じた相談体制の充実

入所等から地域での生活までの支援のあり方、対象者の年齢、就労機会、支援区分、支援を受ける環境、家族などの障がい者を取り巻く状況に幅広く対応を行えるような支援体制の取組を行います。特に障がいを持つ方の高齢化が進み、重度化や支援体制の減退の対応を講じる必要があります。

令和3年度から設置される基幹相談支援センターとも連携をとりながら相談体制の強化を行っていきます。

(3) 就労支援・一般就労への理解と促進

地域での自立した生活を目指すには、本人の意欲、適応能力を發揮させ、働くことのできる環境とそれに関わる支援体制が必要となります。これには障がい者への支援のみならず、就労先となる企業等との取組も不可欠です。

「障がいがある人が働くこと」について理解を促進し、地域社会全体で応援する体制づくりが必要です。

また、地域特性を活かした就労機会の確保（農福連携など）や就労先まで通勤が可能となる交通体制の整備など地域の実情を踏まえた体制整備が必要です。

(4) 権利擁護の推進

障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを実現するためには、権利擁護の推進と暮らしづらさの解消が必要です。

障害者虐待防止法、障害者差別解消法に則し、障がいを持つ方への虐待の防止、早期発見、早期対応、差別等の解消を推進し、あわせて権利擁護の相談支援の強化、法人後見人の体制づくり、制度の普及促進を図ります。

(5) 地域共生社会の実現に向けた取組

身近な地域において障がいのある人を支援する資源を確保するため、相談支援、日中活動、就労などあらゆる場面において、元気な高齢者やボランティアなど様々な関係者が協働し、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策との連携した取組を行います。

このことにより地域での支援を「受ける側」・「担う側」の関わりが混じり合うことで多様な福祉サービスを生み出すきっかけや、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の形成を促し、地域の社会資源の最大限の活用を図ります。

(6) 障がい児の健やかな育成のための支援充実

障がいを持つ児童への支援にあたっては、児童本人への最良の利益を考えながら健やかな育成の支援を行うことが必要です。また、障がいの有無に関わらず、すべての児童が共に成長できるよう第2期子ども・子育て支援事業計画と整合性を図り実施します。

児童並びにその家族へ、障がいの予兆の段階から身近な地域において支援ができるように、障がいの種別に関わらず支援体制づくりを図ります。一貫した切れ目のない支援が行えるよう子育て世代包括支援センターに、保健師、保育士と障がい担当の相談員を配置し体制を確立いたします。

また、発達障がいは、個々によりその特性が異なりできるだけ早期に適切な支援を行うことが重要であり、早期発見、特性に応じた援助並びに家族に対する支援の充実が必要です。相談の充実とともに関係機関との連携を促進していきます。

引き続き、斜里地域子ども通園センターを3町で運営し、通園費助成等の支援施策や教育施策と連携を図り、地域の支援体制の充実を行います。

2 数値目標の設定（成果目標）

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がいのある人の生活と社会参加を支える障害福祉サービス及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものでもあります。3年を1期として策定し、本計画は第6期計画にあたります。策定にあたっては、国が「障害者総合支援法」に基づいて定める「基本指針」に基づき、成果目標や計画期間中のサービス見込み量、サービス確保の方策等について定めることが求められています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数及び施設入所者数の削減については、下記のとおりとなります。

◇成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	11 人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	1 人 ----- 9.1%	(A) のうち、令和 5 年度末において 6%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定
【目標】施設入所者の削減	1 人 ----- 9.1%	(A) の時点から、令和 5 年度末時点における施設入所者の削減目標値
令和 5 年度末時点の施設入所者	10 人	令和 5 年度末の利用者数見込み

国の指針に定める成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和 5 年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。
--------------	---

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が安心して地域の生活が送れるよう、地域ケア会議やケース連絡など必要に応じた協議検討を行います。また、関係者の情報共有や勉強会の実施を行います。また、退院可能な精神障がい者の退院支援等を促進し、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できるような体制を確保していきます。

◇成果目標

項目	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	全体 1回 必要時ケース連絡・研修会

国の指針に定める成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 ○令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標量を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ○精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
--------------	--

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応の図れる体制としての地域生活支援拠点等の整備をすることを求めています。

その具体的な機能として、相談支援機能、体験の機会・場の確保、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保及び地域の体制づくりの5つの機能が示されており、整備類型としてグループホーム又は障害者支援施設に支援機能を付加する「多機能拠点型」、地域における複数の機関が連携して支援機能を担う「面的整備型」の2通りを示され、地域の実情にあわせて整備することとされています。

本町では、1市4町広域で設置する基幹相談支援センターを相談総合窓口とし、「面的整備型」で整備することとします。

◇成果目標

項目	考え方
障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	設置済みの基幹相談支援センターを核に、令和5年度末までに、圏域内の事業所等が役割を分担して機能を担う「面的整備型」として圏域単位で整備する
	地域生活支援拠点等について、年1回以上運用状況を検証、検討を実施することとして調整

国の指針に定める成果目標	○地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
--------------	--

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針に基づき、福祉施設から一般就労への移行の成果目標を設定しました。
令和元年度の一般就労移行者はおらず、令和5年度中に一般就労に移行する人数を5人とし、令和5年度末に就労定着支援事業の利用者数は1人と設定します。

◇成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行者 (A)	0人	令和元年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	1人	就労移行支援事業を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数
令和元年度の一般就労への移行者 (A)	0人	令和元年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	2人	就労継続支援事業 (A型) を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数
	— 倍	(B) / (A)
令和元年度の一般就労への移行者 (A)	0人	令和元年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	2人	就労継続支援事業 (B型) を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数
	— 倍	(B) / (A)

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行者 (A)	0 人	令和元年度の一般就労への移行者数
【目標】 就労定着支援事業の利用者数 (B)	1 人	令和 5 年度の就労定着支援事業の利用者数
	— 倍	(B) / (A)
【目標】 就労定着支援事業の就労定着率	70%	令和 5 年度の町内就労定着支援事業所における就労定着率が 80%以上の事業所の割合
【目標】 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数	0	
【目標】 就労定着支援による就労定着率	70%	

国の指針に定める成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ○令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の 1.30 倍以上、概ね 1.26 倍以上及び概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。 ○令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。
--------------	--

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置などによる重層的な地域支援体制の構築や、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置など、障がい児支援の提供体制を整備します。

◇成果目標

項目	数値	考え方
重層的な地域支援体制の構築		
【目標】児童発達支援センターの設置	1カ所	圏域内で1カ所設置済み、一層の充実を図る（圏域での取組）
【目標】保育所等訪問支援を利用できる事業所数	1カ所	圏域内で1カ所設置済み、一層の充実を図る（圏域での取組）
主に重症心身障がいのある児童への支援		
【目標】当該児童発達支援事業所数	1カ所	令和5年度末までに整備
【目標】当該放課後等デイサービス事業所数	1カ所	令和5年度末までに整備
医療的ケア児支援		
【目標】医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1カ所	令和5年度中に整備
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	令和5年度末までに配置

項目	数値	考え方
発達障がい者等に対する支援		
【目標】ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	発達障がい者や家族への支援のため、北海道が養成したペアレントメンターを活用するとともに、支援プログラムの実施、ペアレントメンター養成等について、自立支援協議会において、検討する
【目標】ペアレントメンターの人数	1人	
【目標】ピアサポートの活動への参加人数	1人	

国の指針に定める成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。 ○令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等によりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ○令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 ○令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 ○聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
--------------	--

(6) 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

◇成果目標

項目	数値	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	基幹相談支援センターで実施
地域の相談支援体制の強化		
【目標】地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	来年度に委託相談の圏域化により、基幹と委託・特定が連携して支援するケースが増えることが予想されるため、11月実績計算よりも多く設定する
【目標】地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	新型コロナが今年度よりも収束すると仮定すると、道や自立支援協議会主催等の研修が増え、講師等の役割を担うことも増えることから、11月実績計算よりも多く設定する
【目標】地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	道の自立支援協議会の組織見直しも進められており、道会議の開催も増えることが予想されることから、11月実績計算よりも多く設定する

国の指針に定める成果目標	○令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
--------------	---

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が行われるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に向けた体制を構築します。

◇成果目標

項目	数値	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用		
【目標】道が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	2人	担当職員がサービスの質の向上に資するべく参加する
「障害者自立支援審査支払等システム」による審査結果の共有		
【目標】事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	国保連合会の支払いシステムの審査結果を活用し、請求過誤等の当該事業所への指導等を行うとともに、他の事業所や圏域市町で共有する必要があるものについては、自立支援協議会等の組織を活用し、年1回、情報の共有等に努め、事業所のサービス等の質を向上に取り組む
指導監査結果の共有		
【目標】道等が実施する指導監査結果の共有回数	1回	定期的に指導監査をし、共有する

国の指針に定める成果目標	○令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。
--------------	--

3 障害福祉サービス等の充実（活動指標）

（1）訪問系サービス

◇事業内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅介護（ホームヘルプサービス）の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者（全身性障がいのある人等）又は知的障がい・精神障がいがあり、行動上著しい困難を有し常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	重度の視覚障がいがあり、移動に著しい困難を有する障がいのある人に対して外出時にヘルパーを派遣して、移動時及び外出先で必要な移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい・精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（障がいのある子どもについては区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【清里町の見込み量の考え方】

訪問系サービスについては、地域共生社会の実現に向けた国の動向やこれまでの利用状況を鑑み、サービスを見込んでいます。

・見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	150	150	150
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	2	2	2

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

◇事業内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な人に対して、昼間、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。

【清里町の見込み量の考え方】

生活介護について、これまでの実績を踏まえてサービス量を見込んでいます。

・見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	374	374	374
	人/月	17	17	17

②自立訓練

◇事業内容

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【清里町の見込み量の考え方】

自立訓練について、これまで実績がありませんが、新たな状況を勘案し、サービスを見込んでいます。

・見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人日／月	0	0	24
	人／月	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	人日／月	0	0	24
	人／月	0	0	1

③就労移行支援

◇事業内容

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がいのある人を対象に、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

【清里町の見込み量の考え方】

就労移行について、これまで実績がありませんが、新たな利用者等の動向を考慮してサービス量を見込んでいます。

・見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1

④就労継続支援

◇事業内容

サービス名	内容
就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がいのある人を対象に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	一般企業等で就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった障がいのある人、50歳に達している障がいのある人等を対象に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

サービス名	内容
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

【清里町の見込み量の考え方】

就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）はこれまでの実績を踏まえた上でサービス量を見込んでいます。就労定着支援については、就労移行支援利用者が一般就労につながり、就労定着支援を利用していることを踏まえて見込みます。

・見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人日/月	132	132	132
	人/月	6	6	6
就労継続支援（B型）	人日/月	176	176	176
	人/月	8	8	8
就労定着支援	人日/月	22	44	44
	人/月	1	2	2

⑤療養介護

◇事業内容

サービス名	内容
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がいのある人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者又は重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

【清里町の見込み量の考え方】

療養介護については、これまでの実績を踏まえサービス量を見込んでいます。

・見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人日/月	93	93	93
	人/月	3	3	3

⑥短期入所

◇事業内容

サービス名	内容
短期入所	居宅で介助（介護）する人が病気等の理由により障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人、あるいは病院、診療所、介護老人保健施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設等で入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

【清里町の見込み量の考え方】

短期入所（福祉型）については、これまでの実績を踏まえ、施設の整備状況や障がいのある人の利用意向を考慮して、サービス量を見込んでいます。短期入所（医療型）については、これまで実績がなく、これからも利用の見込みがないため、本計画においては見込んでいません。

・見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	人日／月	5	5	5
	人／月	1	1	1
短期入所（医療型）	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0

（3）居住系サービス

◇事業内容

サービス名	内容
共同生活援助 （グループホーム）	障がいのある人が、主として夜間に共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排泄、又は食事の介護やその他の日常生活上の援助を受けることができるサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人、又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

【清里町の見込み量の考え方】

居住系サービスについては、地域移行が進められる社会潮流や、グループホームの需要等の施設整備状況及び利用実績を踏まえた上でサービス量を見込んでいます。

自立生活援助については、これまで実績がなく、計画期間中に利用の見込みがないため、本計画においては見込んでいません。

・見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	15	15	15
施設入所支援	人/月	11	11	11
自立生活援助	人/月	0	0	0

(4) 相談支援

◇事業内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域移行支援・地域定着支援を利用する障がいのある人及び障害児相談支援で対象となるサービス以外の障害福祉サービスを利用する障がいのある子どもを対象に、それらのサービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行うサービスです。
地域移行支援	施設入所又は精神科病院に入院している障がいのある人が、地域に移行するための住居の確保や活動に関する相談等の支援を受けることができるサービスです。
地域定着支援	居宅で生活する障がいのある人が、相談員との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態の相談支援等を受けることができるサービスです。

【清里町の見込み量の考え方】

相談支援は、地域移行を進めるにあたり障がいのある人にとって心の支えとなるサービスであり、必要なサービスを適正に受けるためにも、今後、ニーズは高まることが予想されます。そうした背景や、これまでの実績を踏まえた上でサービス量を見込んでいます。

・見込み量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	36	36	36
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

4 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

◇事業内容

事業名	内容
基幹相談支援センター等機能強化事業	町における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する事業です。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対して、入居に必要な調整等・家主等への相談・助言も含める支援を行い、障がいのある人等の地域生活を支援する事業です。

【清里町の目標設定の考え方】

既存の相談支援事業を充実させ、相談を必要とする人が利用できるよう、相談支援事業の周知に努めます。

・目標設定

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	カ所	1	1	1
住宅入居等支援事業	カ所	0	0	0

(2) 理解促進研修・啓発事業

◇事業内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発等を実施する事業です。
自発的活動支援事業	障がいのある人や家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援する事業です。

【清里町の目標設定の考え方】

障がいのある人の地域生活の実現に向けて、地域住民や企業等においても障がいに対する理解を深めることが大切であることから、様々な場面における、障がいのある人への理解促進に向けて事業を実施します。

・目標設定

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	回	3	3	3
自発的活動支援事業	回	1	1	1

(3) 成年後見制度利用支援事業

◇事業内容

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等を適切に行うことができる法人を確保し、市民後見人制度の活用を含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人に対する権利擁護を図ります。

【清里町の目標設定の考え方】

成年後見制度利用支援事業については、これまでの利用はありませんでしたが、必要とする人が利用できるよう、周知に努めます。

・目標設定

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	人	1	1	1
成年後見制度法人 後見支援事業	カ所	1	1	1

(4) 意思疎通支援事業

◇事業内容

事業名	内容
手話通訳者設置事業	町行政の窓口到手話通訳者を設置し、意思疎通支援を行う事業です。
手話通訳者等派遣事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話奉仕員又は手話通訳者を派遣し、意思疎通の仲介等を行う事業です。
要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に対して要約筆記奉仕員を派遣し、意思疎通の仲介等を行う事業です。

【清里町の目標設定の考え方】

手話通訳者設置事業・要約筆記奉仕員派遣事業はこれまで実績がなく、計画期間中に利用の見込みがないため、本計画においては見込んでいません。手話通訳者等派遣事業は今後の新たな利用者を見込んで推計しました。

・目標設定

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業・要約筆記奉仕員派遣事業	人	0	0	0
手話通訳者等派遣事業	人	0	0	1

(5) 手話奉仕員養成・研修事業

◇事業内容

事業名	内容
手話奉仕員養成・研修事業	手話奉仕員(日常会話を行うために必要な手話を習得した者)の養成を通じて、聴覚障がいのある人に対する理解を深めるとともに手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を行う事業です。

【清里町の目標設定の考え方】

これまで利用がありませんでしたが、新たな利用者等の動向を考慮してサービス量を見込んでいます。

・目標設定

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成・研修事業	人	0	1	1

(6) 日常生活用具給付等事業

◇事業内容

事業名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、入浴、調理、移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計等、在宅療養生活等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

事業名	内容
排泄管理支援用具	ストマ用装置等、排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	居宅における円滑な生活動作等を支援するため、動作補助用具の給付・貸与や既存住宅の改修費用を助成します。

【清里町の目標設定の考え方】

これまでの利用実績を踏まえた上で、サービス量を見込んでいます。

・ 目標設定

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	0	0	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0
排泄管理支援用具	件	178	178	178
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件	0	0	0

(7) 移動支援事業

◇事業内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を行うための移動支援を行う事業です。

【清里町の目標設定の考え方】

これまでの利用実績を踏まえた上で、サービス量を見込んでいます。

・目標設定

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施カ所	3	3	3
	人	6	6	6
	延利用時間数 時間/月	190	190	190

(8) 地域活動支援センター事業

◇事業内容

事業名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人の日中の通いの場として、創作活動や生産活動等をする機会の提供や社会との交流の促進に取り組む事業です。
地域活動支援センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 1日あたりの実利用人員が20名以上。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 1日あたりの実利用人員が15名以上。
地域活動支援センターⅢ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 1日あたりの実利用人員が10名以上。

【清里町の目標設定の考え方】

精神障がいのある人の居場所づくりや障がいに関する地域への啓発等の推進が求められており、今後においてニーズが高まることが見込まれることから、限られた資源を最大限に活用した地域の実情に応じた支援を行うものとして設定しています。

・目標設定

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業				
自市町村所在分	カ所	0	0	0
	人	0	0	0
他市町村所在分	カ所	1	1	1
	人	3	3	3

5 障がい児に関する重点施策

(1) 切れ目のない支援体制の構築

障がい児が地域で暮らせる社会の実現には、居住支援を基本とする基盤整備を進めるとともに、入所施設従事者が地域生活支援の担い手となる等、施設機能を入所施設から地域生活支援へと転換する必要があります。

母子保健事業や子育て支援事業ですべての子どもと関わる中で、関係機関と連携を図りながら、障がいの早期発見、早期対応に努めます。また、障がいの状況に応じてライフステージを見通した切れ目のない支援を構築します。

①相談体制及び支援体制の充実

子育て世代包括支援センターに保健師、保育士とともに障がい福祉を担当する社会福祉士を配置し、障がいの疑いがある時から就労まで一連した相談体制を確保します。

また、関係機関とのきめ細かな情報共有と相談の充実により療育が必要な子どもや家族への支援を行います。

②「育ちの手帳」の活用

ライフステージが変化しても各担当部署で情報共有を図るため、育ちの手帳を活用します。

③障がいの早期発見・早期対応

障がいの早期発見に努めるとともに、経過観察や専門機関の紹介など、健全な児童の育成を支援します。

- ・乳幼児健康診査
- ・新生児聴覚検査費助成
- ・2、3歳児健診事後育児発達相談
- ・難聴児支援派遣事業（北海道事業）
- ・斜里地域子ども通園センターや北見児童相談所との連携

④障がい児保育

保育所において障がいのある児童の受け入れができる体制を確保しながら保育を行います。現在建設協議中の認定こども園においても、受け入れ体制について検討していきます。

⑤保健、福祉、保育、教育の連携強化

各機関が連携を図るための協議の場を設置し、障がい児の支援等について連携していきます。

(2) インクルージョン教育（ともに学ぶ機会）の充実

障がいのあるなしに関わらず共に学ぶ機会を充実するとともに障がいに対する理解を深めるための機会を充実します。

①障がい等への理解啓発

障がいに対する理解啓発のための研修会や意見交換会等を行います。

また、障がいへの理解を推進することにより、すべての児童がともに学び合い、活動、交流する中で、障がいの有無に関わらず一人ひとりが持つ能力を伸長できる環境を確保します。

②教育相談の充実

障がいのあるなしに関わらず、一人ひとりの教育ニーズを把握し、能力や可能性を最大限に伸ばすために進学先や学習環境など各種相談に応じ、教育支援を行います。

③特別支援教育の充実

特別支援教育支援員の配置を行い、障がいのある児童に学習上のサポートの充実を継続していきます。

6 障がい児に関する活動指標

(1) 障がい児支援事業の見込み量

◇内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある子どもに対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等の継続的な実施や放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等、児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある子どもに対して、その施設を訪問し、その施設における障がいのある子ども以外の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいのある子ども等、重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がいのある子どもに、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する、日常的に医療的ケアが必要な障がいのある子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。
児童発達支援	障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

【見込み量の考え方】

障がいのある子どもへの支援について、現在のサービス利用実績を踏まえた上で、サービス量を見込んでいます。

【見込み量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	75	75	75
	人/月	15	15	15
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人日/月	15	15	15
	人/月	3	3	3
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	1
	人/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1
障害児相談支援	人/月	18	18	18

7 総合支援の対象以外のサービス（清里町独自で実施）

（1）地域支え合い事業

障がいを持つ方の生活に必要な支援、介護状態にならないための予防サービスや家族介護支援サービス等を提供することにより、これらの方々の自立と生活の質の確保を図ります。

①生活支援事業

◇内容

サービス名	サービス内容	サービスを利用できる方
送迎サービス	<p>自宅と医療機関等の間を送迎します。</p> <p>[利用目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診察を受けるため ・入退院（所）のため ・機能訓練のため <p>[利用範囲]町内及び町外（斜里・小清水・網走）</p> <p>[利用回数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内年 24 回 ・町外年 24 回 	<p>障がい者で、外出に支援の必要な方</p> <p>[普通車輛]</p> <p>歩行機能の低下及び認知症などにより公共交通機関の利用が困難で町内に居住する家族（親、子、兄弟、孫、祖父母）が交通手段のない方</p> <p>[リフト付車輛]</p> <p>車椅子又はストレッチャーでなければ移動できない方</p>
送迎介護サービス	<p>送迎サービス利用にあたり車の乗り降り、医療機関等の利用手続きなどの支援をします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車の乗り降りに介護が必要な方 ・医療機関、施設の利用手続きに支援が必要な方 ・医療機関、施設の利用中徘徊等により見守りが必要な方
通園センター通園費補助	<p>心身に障がいのある乳幼児の早期療育のため、通園センターに通所する交通費を補助します。</p>	<p>斜里地域子ども通園センターに通所する乳幼児及び保護者</p>
訪問サービス	<p>世帯を巡回訪問し、安否確認や心配事相談、生活指導などを実施します。</p>	<p>障がい者等で、見守りの必要がある方</p>
短期入所（ショートステイ）	<p>障がい者等に対して介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に一時的に入所させ健康管理、日常動作訓練等のサービスを提供します。</p>	<p>身体障害者手帳をお持ちの方で次に掲げる場合</p> <p>(1)体調不良などのために家庭で生活することが健康の維持に影響がある方</p> <p>(2)介護者のやむを得ない事由により家庭において介護を受けることができない方</p>

サービス名	サービス内容	サービスを利用できる方
デイケア(通所リハビリ)デイサービス(通所介護)	障がい者等に対して介護老人保健施設に通所させ健康管理、日常動作訓練等のサービスを提供します。	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳・特定疾患受給者で次に掲げる場合 (1)記憶力の低下があり日常生活に支障がある方 (2)疾病等でリハビリが必要な方 (3)家にとじこもりがちで家族以外の人との交流が少ない方 (4)歩行機能が低下しており一人では隣近所の移動が困難な方 (5)入浴に見守り又は介助が必要な方 (6)生活に対する意欲が低下している方
難病者等通院交通費助成事業	障がい者等の通院に係る交通費を助成します。所得区分により受給制限があります。	身体障害者手帳 1 級・ 2 級 精神保健福祉手帳 1 級・ 2 級 療育手帳 A 判定 特定疾患受給者証保持者
機能訓練事業	リハビリ専門員を派遣し、日常生活に必要な支援、指導等を行います。	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方、特定疾患受給者証保持者で、日常生活動作に障がいがあり、機能訓練が必要な方
配食サービス	定期的に食事を提供し、あわせて健康状態や安否の確認を行います。	障がいがあり、歩行能力の低下や炊事的能力が不十分で、家族の援助が受けられない方
入浴サービス	「特別養護老人ホーム清楽園」又は「介護老人保健施設きよさと」において入浴サービスを行います。	障がい者（児）で、介護者がいなければ入浴できない方
介護用品の支給	紙おむつ等の介護用品を現物で支給します。	寝たきりなどの障がい者等であり、失禁があり、常時おむつを使用している、町民税非課税の方

サービス名	サービス内容	サービスを利用できる方
障がい児補装具助成事業	補装具を全額自己負担した障がい児及びその保護者に対し、町民税非課税世帯と同程度の負担となるよう一定の助成を行います。	身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳未満の方
障がい者支援施設等通所交通費助成事業	障がい者(児)が町外の障がい者施設等に通うための経済的負担を軽減するため交通費の一部を助成します。	清里町に住所を有する障がい者(児)で次の障害福祉サービス及び障がい児通所支援を受けている方 <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護・自立支援訓練事業 ・就労移行支援事業 ・就労継続支援事業 ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス

(2) その他の支援サービス

その他、高齢者や障がい者の在宅における日常生活の支援を行います。

◇内容

サービス名	サービス内容	サービスを利用できる方
高齢者等緊急通報システム	緊急通報装置付の電話機を貸与し、急病や火災など緊急時の連絡体制を整備し、日常生活の安全確保を行います。	障がい者等で日常生活に不安のあり、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの方 ・世帯全員が 70 歳以上の方と同居している方
救急医療情報キット	救急隊員の迅速な救命活動等を行うために必要な医療情報等を専用のプラスチック容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておき、救急時に活用します。	障がい者世帯の方

サービス名	サービス内容	サービスを利用できる方
高齢者世帯等のゴミ収集取扱	収集指定日に玄関口などの指定した場所にゴミ収集を行います。	障がいの程度が1級から4級に該当する視覚障がい者及び肢体不自由者で、同一世帯内にゴミを収集場所まで搬出することができる者がいない世帯
温泉施設利用確認カードの発行	町内温泉施設が140円で利用できる確認カードを交付します。	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、特定疾患受給者証保持者
除雪困難者に対する支援事業	居宅までの距離が概ね20m以上で道路幅員が概ね5m未満の公道を結ぶ除雪を行います。 ・町道除雪車両による除雪が困難な路線 ・自治会ボランティア等の除雪が困難な路線 ・居宅の敷地以外であること	ひとり暮らし障がい者世帯、及び高齢者と障がい者のみで構成されている世帯で町民税非課税世帯
高齢者等の暖房費等支援事業	冬の生活に欠かせない暖房費等の一部として1世帯あたり1万円を生活困窮世帯に助成します。	(1)11月15日～翌年3月31日まで清里町に住所を有する町民のうち、身体障害者手帳1～2級、療育手帳、精神保健福祉手帳を保持する者がいる世帯 (2)所得税の算出となる世帯収入が単身世帯120万円、2人世帯240万円、以後世帯員1人につき120万円を加算する額以下の方 (1)と(2)の両方が該当になる世帯
清里ハイヤー利用助成券交付事業	1枚あたり500円のハイヤー助成券を市街地から自宅への距離に応じた枚数で交付をします。	65歳以上で身体障害者1～2級の交付を受けている方 65歳以上で療育手帳Aの交付を受けている方 65歳以上で精神保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方

資料編

1 清里町保健福祉計画策定委員名簿

任期：令和2年11月4日～

計画策定まで

区分	備考	専門部会		委員
		高齢者	障がい者	
学識経験者	民生児童委員協議会会長	○	○	ワタナベ トミオ 渡辺 富男
保健医療関係者	広川歯科医院院長	○	○	ヒロカワ タダシ 広川 禎志
	清里クリニック副院長	○	○	ミヤシタ コウイチ 宮下 晃一
	介護老人保健施設きよさと施設長	○	○	ササキ シン 佐々木 伸
福祉関係者	共同募金委員会会長	○	○	オカモト トシユキ 岡本 年行
	社会福祉協議会会長	○	○	ヨコイ エイジ 横井 英治
	ボランティアセンター運営委員会委員長	○	○	オクヤマ カズミ 奥山 和美
1号被保険者	老人クラブ連合会会長	○		ホサカ マサノリ 保坂 正紀
2号被保険者	自治会女性部連絡協議会会長	○		コイケ スミコ 小池 澄子
介護保険施設	特別養護老人ホーム清楽園施設長	○		サワモト マサヒロ 澤本 正弘
障がい関係者	身体障害者相談員		○	クボ ミノル 久保 稔
	手をつなぐ親の会会長		○	ササキ ハルコ 佐々木 春子
	にじいろの会代表		○	クワジマ ミヨ 桑島 美代
	障がい関係アドバイザー		○	サトウ ナオミ 佐藤 直美
公募委員	公募委員	○	○	ミズモト タカシ 水本 隆
	公募委員	○	○	イシイ モモコ 石井 桃子

2 用語解説

あ行

■医療的ケア児

生活する上で医療的ケア（たん吸引、経管栄養など）が必要な子ども。

■インクルージョン

「包み込むこと」という意味で、「障害者施策の包括化」の意味で用いられることもあり、障がいの有無に関係なく全ての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

か行

■基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割（「総合相談・専門相談」「権利擁護・虐待防止」「地域移行・地域定着の促進」「地域の相談支援体制の強化」）を担う機関。

■高次脳機能障がい

ケガや病気により脳に損傷を負って起こる、記憶障がい・注意障がい・遂行機能障がい・社会的行動障がい。

■子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等の専門家が相談に応じ必要な支援の調整や関係機関と連絡調整して切れ目のない支援を提供する機関。

さ行

■就労移行率

ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

■障害支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

■ 障害者虐待防止センター

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月に施行されたことにより、各市町村にセンターを設け、養護者による障がいのある人への虐待の防止及び養護者に虐待を受けた障がいのある人の保護のため、障がいのある人及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと、障がいのある人への虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと、養護者による障がいのある人への虐待（18 歳未満の障がいのある人について行われるものを除く。）により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、立入調査や一時保護を行うことができる。

■ 情報アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

■ 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任するほか、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

■ 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のこと。

■ 地域生活支援拠点

障がい者の重度化、高齢化、「親なき後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた拠点。

■ 特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な行

■ 難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

■ 日常生活自立支援事業

知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるようにすることを目的とする事業。

■ ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活できるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそが自然であるという考え方。

は行

■ 発達障がい

先天的な様々な要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延である。発達障がいには、しばしば精神・知能的な障がいや身体的な障がいを伴う。

■ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。障がいのある人の社会参加を困難にするバリアには、建物などの物理的なもの、意識上のもの、制度的なものがある。

■ ピアサポート（活動）（peer support）

対等な支援として、一般に、「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられる言葉であり、同じような障がいを持つ人やその家族などが相談相手となり助言や支援を行う活動のこと。なお、相談に力点を置いた「ピアカウンセリング」、傾聴に力点を置いた「ピアリスニング」なども類似の概念である。

や行

■ ユニバーサルデザイン

施設や道具、仕組みなどが、全ての人にとって利用・享受できる仕様・デザイン。

■要約筆記者

聴覚に障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳をする人のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速くて全ては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

ら行

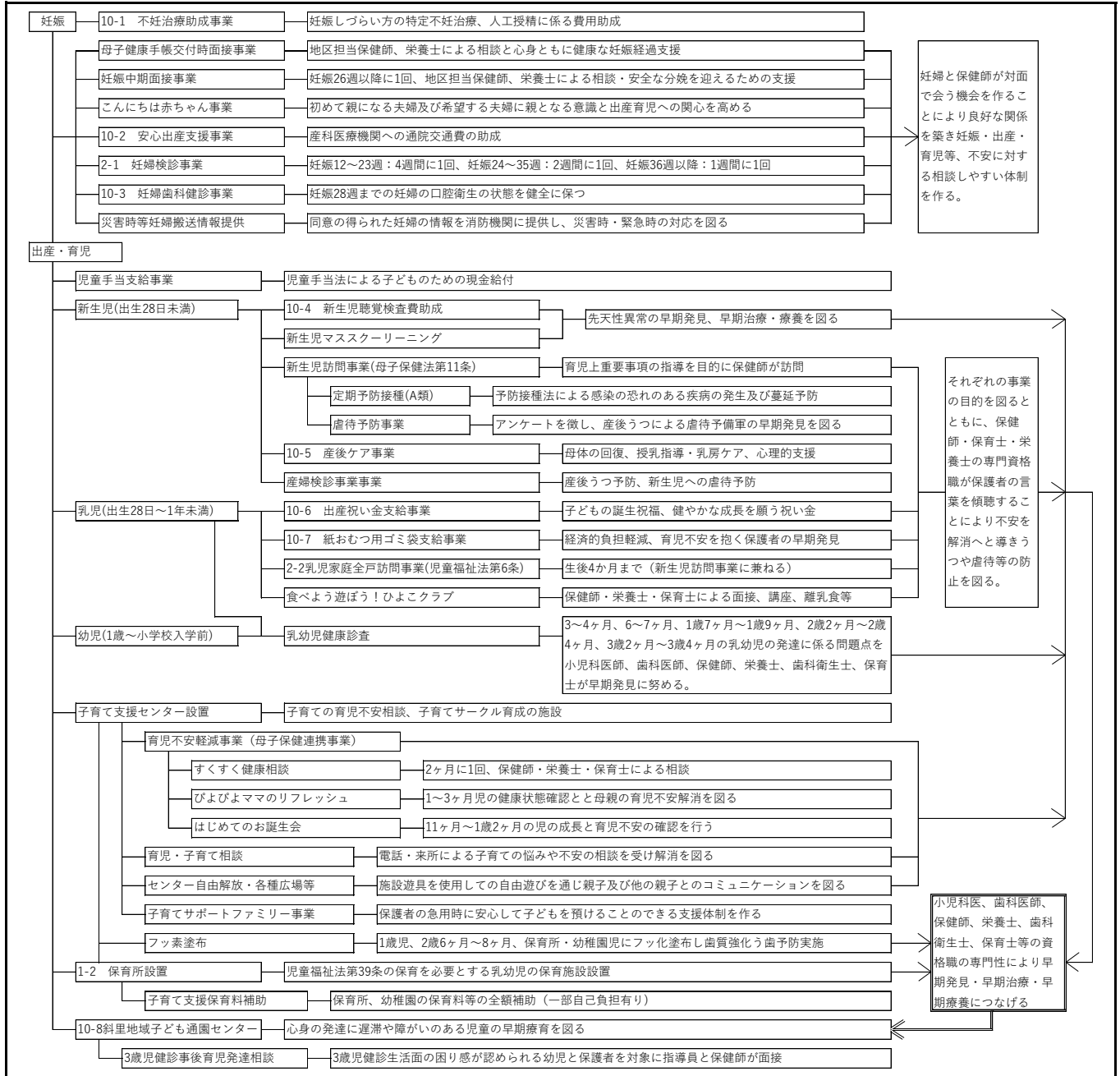
■ライフステージ

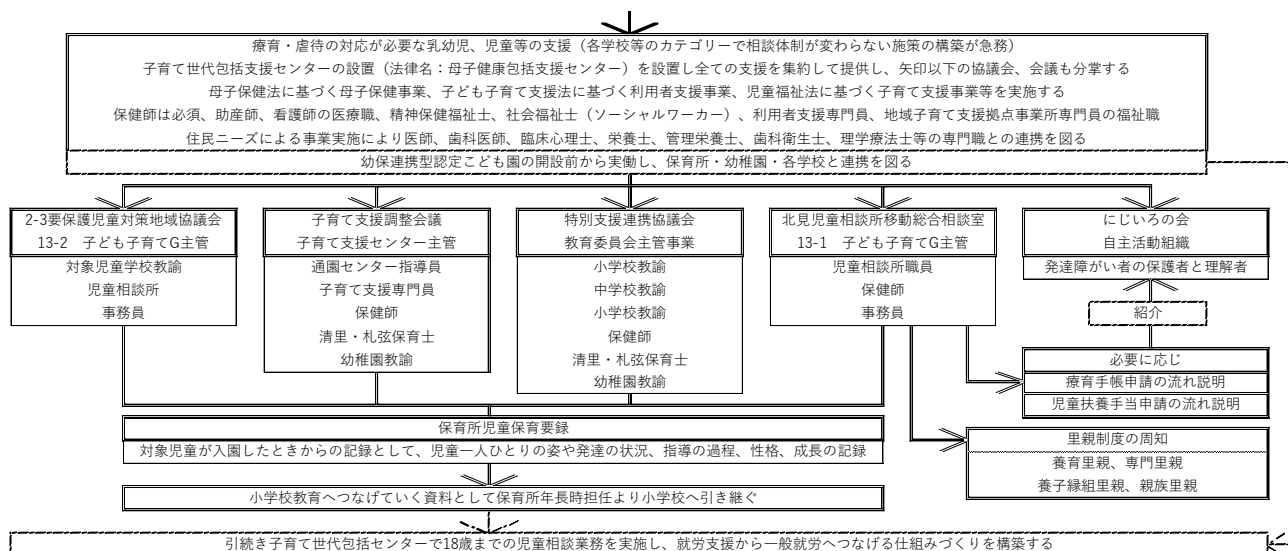
人生の各段階。幼少期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分けられる。

■療育

医療や訓練、教育、福祉などを通じて、障がいがあっても社会に適応し自立できるように育成すること。

3 子ども子育て計画、障がい者（児）計画、健康づくり計画の共通フロー





※清里町で実施している地域子ども子育て支援事業□、実施していない制度■

- 利用者支援事業：情報の提供や支援の紹介
- 地域子育て支援拠点：子育て支援センター事業で実施
- 一時預かり：急な用事、短期の就労、リフレッシュ時に保育所等で預かる事業
- ファミリー・サポート・センター：子どもの預かり等援助を希望する方と援助を行うことを希望する方の連絡調整
- 子育て短期支援：冠婚葬祭等で短期間宿泊させ預かる（ショートステイ）、平日夜間などに一時預かる（トワイライトステイ）
- 病児保育
- 放課後児童クラブ（学童保育で実施）
- 乳幼児家庭全戸訪問
- 養育支援訪問（養育支援が特に必要な家庭を訪問）
- 妊婦健康診査

※清里町（法人開設含む）で開設している施設型給付・地域型保育□、開設していない制度■

- 幼稚園
- 保育所
- 認定こども園
- 地域型保育（■家庭的保育（保育ママ）：家庭的雰囲気のある定員5人以下の保育）
- 小規模保育：定員6～19名の少人数の保育
- 事業所内保育：会社の事業所の保育施設で従業員や地域の子どもと一緒に保育
- 居宅訪問型保育：障がい、疾患などで個別のケアが必要な場合等に保護者の自宅で1対1で保育を実施）

4 清里町の教育・保育・養護・障がい者(児)、高齢者等に対する施設・制度の実施状況調べ

1. 子ども・子育て支援給付関係

(1)子どものための現金給付【根拠法令：児童手当法】

町の実施	事業名	内容
1-1 有	児童手当	中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に①3歳未満一律15,000円、②3歳以上小学校終了前10,000円(第3子以降は15,000円)、③中学生一律10,000円、④養育者の所得が制限限度額以上の場合一律5,000円

(2)子どものための教育・保育給付【根拠法：子ども子育て支援法】

①施設型給付【従来バラバラに行われていた財政支援の共通化】

町の実施	事業名	概要
有	幼稚園	満3歳から小学校就学前までの幼児が通う教育機関
1-2 有	認可保育所	0歳から小学校就学前(清里は1歳半から)の乳幼児を両親の共働き等の理由により預かり保育する施設。
無	認定こども園	幼稚園機能と保育所機能の両方を併せ持つ施設。(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つがある)※令和8年度供用開始に向け基本構想検討中。配置基準は保育所と同じで満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編成し専任の保育教諭(保育士と幼稚園教諭の資格)を配置

②地域型保育給付【新たに市町村の認可事業となった事業の財政支援】

町の実施	事業名	概要
		(0～2歳児が基本だが、満3歳以上でも認められることがある)
無	家庭的保育	保育者(保育ママ等)の住んでいる家等で実施する小規模保育(3人以下、補助者がいれば5人以下)
無	小規模保育	少人数(6～19名)で家庭的保育に近い雰囲気のもとで行う保育 A型：保育所分園、ミニ保育所、B型：AとCの中間型、C型：グループ型小規模保育の3種類
無	事業所内保育	事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもを一緒に行う保育
無	居宅訪問型保育	障がい・疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児、保育所の撤退等で保育が受けられなくなった乳幼児宅に訪問し、1対1で行う保育(研修修了保育士または同等以上で町長が認めたもの)

2. 地域子ども子育て支援事業

町の実施	事業名	概要	担当
有	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行い関係機関と連絡調整を実施する事業	子ども子育てG
有	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設、相談、情報提供、助言、援助を実施する事業	子ども子育てG
2-1 有	妊婦健康診査	妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業(23週まで4週に1回、24週以上35週まで2週に1回、36週以降分娩まで1週に1回、計14回程度)	保健G
2-2 有	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、子育て支援情報提供、養育環境等の把握を行う	保健G
有	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に訪問し養育に関する指導・助言により適正な養育を確保	全G
2-3 有	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	乳児全戸訪問、養育支援訪問で特に必要で関係機関の連携が必要な場合、情報共有と今後の対応について調整する。(清里町要保護児童地域連絡協議会)	子ども子育てG
無	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育することが困難になった児童に児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う (ショートステイは7日以内、トワイライトステイ)	
有	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児・小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、預かり等の援助を希望する者と援助を行うことを希望する者の相互援助活動の連絡・調整を行う	子ども子育てG
無	一時預かり事業	主として昼間において保育所、子育て支援センターで一時的に預かり必要な保護を行う	
無	延長保育事業	保育認定を受けた乳幼児の通常の日、時間以外に保育所等で保育する	
無	病児保育事業	病児を保育所等の付設施設で看護師等が一時的に保育する	
有	放課後児童クラブ	小学校就学児の授業終了後に学習センターにおいて適正な遊び及び生活の場を提供	生涯学習課

有	実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得世帯の特定教育・保育施設等に対し保護者が支払うべき日用品、教育・保育に必要な部物品購入費、行事参加費の助成	生涯学習課
無	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入支援(認定こども園を法人等が実施の場合特別な支援が必要な子を受け入れる職員加配の財政支援等)	

3. 児童福祉施設【根拠法：児童福祉法】

町の実施	施設名	実施者	概要	条文
無	助産施設	都道府県・市・福祉事務所を設置する町村	妊産婦が経済的理由により入院助産を受けることができないと申出があった場合、入所・助産させる施設	22条
無	乳児院	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	虐待、婚姻外出産、母親の病気、離婚、死別、障がい等の理由で乳児を入院させ養育し、退院後も相談・援助を行い、保護者のもとに戻す、養子縁組で里親制度の利用を図るが、無理な場合は小学校入学までに児童養護施設へ措置変更となる	37条
無	母子生活支援施設	都道府県・指定都市・中核市・市・福祉事務所設置町村	母子家庭の母と児童を入所させ保護し、自立の促進のための生活を支援し、退所の相談・援助を行う目的の施設	38条
有	保育所・幼保連携型認定こども園	市町村・法人等	保護者の委託を受けて、保育を必要とする（共働き、出産前後、疾病負傷等、介護、災害、復旧、通学等）児童を通所させ養護と教育を一体的に行う施設 ※認定こども園は【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】（認定こども園法）	39条 39条 2

無	児童厚生施設	都道府県・市町村	児童に健全な遊びを与え健康増進・情操を豊かにする目的の施設 児童の遊びを指導するもの(保育士・社会福祉士・学校教諭の資格を有する者等)【学童保育で実施】	40条
無	児童養護施設	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	保護者のない児童、虐待されている児童、その他養護を要する児童を入所させ養護し、退所後も相談・自立の援助を行う目的の施設	41条
無	障害児入所施設	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	障がい児の入所支援を行い、支援の内容により福祉型と医療型に分かれる 以前は知的障がい児、盲ろうあ児、肢体不自由児、重症心身障がい児に分かれていたが2012年より総合されている	42条
無	障害発達支援センター	都道府県・政令指定都市	障がい者(児)(自閉症・アスペルガー症候群、LD(学習障害)、ADHD(注意欠如多動性障害など)を保護者の元から通わせ支援を提供する施設で、支援の内容により福祉型と医療型に分かれる(発達障害者支援法)	43条
無	児童心理治療施設	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	家庭環境、学校交友関係、その他環境上の理由により社会生活の適応が困難になった児童を短期間入所させ、又は保護者の元から通所させ社会生活の適応に必要な心理に関する治療、生活指導を主とし、退所後の相談援助を行う施設	43条2
無	児童自立支援施設	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	不良行為、又はおそれのある児童を入所させ必要な指導を行い自立の支援を行う施設 ※以前は感化院、教護院と呼ばれた	44条

有	児童家庭支援センター	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行い、児童相談所、児童福祉施設との連絡調整、援助を総合的に行うことを目的とする施設 ※清里町子育て支援センター事業で実施	44条 2
---	------------	--------------------	--	----------

4. 児童福祉施設以外の施設

町の実施	施設名	実施者	概要
無	地域小規模児童養護施設 (GH)	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童養護施設入所児童のうち、本体施設から離れた家庭的な環境の下で養育することが適切なものを擁護する施設 (定員 6 人とし 5 人を下回らない)
無	小規模住居型児童養育事業 (FH)	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	要保護児童のうち、家庭における養育現場と同等の養育環境の下で児童間の相互作用を活かし養育を行うことが必要なもの ※里親を大きくした里親型グループホーム
無	児童自立生活援助事業	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	義務教育終了児童、児童以外の満 20 歳未満のうち、ファミリーホーム、里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設での措置が解除されたもの、知事が自立のために援助・生活指導等が必要と認めたもの、満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する年度末までの高校、特別支援学校、大学等に在籍しているもの
無	里親	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	18 歳未満 (措置延長は満 20 歳まで委託可能) 里親が同時に養育できる子は実施を含め合計 6 人 (委託児童は 4 人) 専門里親：児童虐待により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある若しくは恐れのある児童、身体・知的・精神に障がいのある児童は 2 人を超えられない

5. 障がい者支援サービス【障害者総合支援法】

町の実施	事業名	概要	利用者
有	居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で入浴、排せつ、食事の介護を行う	有
有	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方の自宅で入浴、排せつ、食事、外出時移動支援などを総合的に行う	無
無	同行援護	視覚障がい者で移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報の提供、移動援護等の外出支援を行う	
無	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するための必要な外出支援を行う	
無	重度障害者等 包括支援	介護の必要性の高い障がい者に居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	
無	短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気等で介護できない場合、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排泄、食事の介護を行う	
無	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	他の市・町で利用有
無	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに創作的活動、生活活動の機会を与える	他の市・町で利用有
無	障害者支援施設での夜間ケア等	施設入所者の夜間・休日に入浴、排泄、食事の介護を行う	他の市・町で利用有

無	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活 訓練)	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上に必要な訓練を行う	他の市・ 町で利用 有
無		就労移行支援	一般企業等就労希望者に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	
無		就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型)	一般企業等への就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	他の市・ 町で利用 有
無		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う	他の市・ 町で利用 有
無	地域生活 支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう移動支援を行う	他の市で 利用有
無		地域活動支援 センター	創作活動等又は生活活動の機会提供、社会との交流等を行う	他の市で 利用有
無		福祉ホーム	住居が必要な方に、低額料金で居室等を提供し、日常生活に必要な支援を行う	
無	相談支援 事業	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する満18歳以上を対象とし地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出同行支援、住居確保、関係機関連絡調整等を行う	
無		地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う	

6. 障がい者支援施設【障害者総合支援法】

町の実施	事業名	概要	区分
無	生活介護	常時介護を要する障がい者の入浴、排泄、食事、創作活動・生産活動の機会を作る日中活動事業	介護給付
無	自立訓練	障がい者に一定期間、自立した日常生活・社会生活を営むための身体機能・生活能力向上に必要な訓練等を行う日中活動事業	訓練給付
無	就労移行支援	就労を希望する障がい者に一定期間、生産活動などの機会提供を通じた就労に必要な知識・能力を向上させる訓練を実施する日中活動事業	訓練給付
無	就労継続支援	通常の事務所に雇用されることが困難な障がい者に就労機会・生産活動などの機会の提供を通じた知識・能力を向上させる訓練を行う日中活動事業	訓練給付
無	施設入所支援	施設入所障がい者の入浴、排せつ、食事等の夜間の居住支援事業	介護給付

7. 障がい者支援施設以外【障害者総合支援法】

町の実施	施設名	概要
無	共同生活援助 (グループホーム)	障害認定区分1以上に該当する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が共同生活を営む住居において、主に夜間に入浴、排せつ、食事、着替え、調理、洗濯、掃除、生活に関する相談・助言、就労先・関係機関との連絡等、日常生活上の支援を受ける施設
無	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額料金で居室等を提供し、日常生活に必要な支援を行う

8. 介護サービスの種類

町の実施	施設名		概要	介護度
有	自宅で受けるサービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・食事・排せつなどの身体介護や調理・洗濯・掃除などの生活援助を行う	要支援以上
無 他市サービス利用		訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し自宅で入浴介助を行う	要支援以上
有		訪問看護	看護師や保健師が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う	要支援以上
有		訪問リハビリテーション	理学療養士や作業療法士または言語聴覚士が自宅訪問し、リハビリの指導を行う	要支援以上
有		居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問し療養上の指導・管理を行う	要支援以上
有	施設で受けるサービス	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターに通所し生活指導、日常生活訓練などを行う	要支援以上
有		通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設・病院・診療所に通所し、理学療法士・作業療法士から入浴・機能訓練などを行う	要支援以上
有		短期入所生活介護(福祉施設ショートステイ)	特別養護老人ホーム等に短期入所し、介護や日常生活の世話を行う	要支援以上
有		短期入所療養介護(医療施設ショートステイ)	老人保健施設等に短期入所し、必要な機能訓練を行う	要支援以上
有		特定施設入居者介護	介護付き老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者住宅等の入居者に、施設が行う介護や日常生活上の世話を行う	要支援以上

有	生活環境を整えるサービス	福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、歩行器、リフトなど福祉用具のレンタルを行う	要支援以上
有		特定福祉用具購入	レンタルになじまない腰掛便座、特殊尿器、簡易浴槽、排せつのための福祉用具の購入費用が年度ごとに10万円を限度に支給を行う	要支援以上
有		住宅改修	自宅手すり、段差解消などの小規模改修に20万円限度に支給を行う	要支援以上
有	計画を作るサービス	居宅介護支援・介護予防支援(ケアプラン作成)	介護支援専門員(ケアマネージャー)が本人家族の希望を尊重し、適切な介護サービスの利用計画(ケアプラン)を作成する	要支援以上

(2)地域密着型サービス

町の実施	施設名	概要	介護度
無	自宅で受けるサービス	夜間対応型訪問介護	要介護以上
無		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護以上
無	施設などを利用して受けるサービス	認知症対応型通所介護	要介護以上
無 他市サービス利用		認知症対応型共同生活介護(GH)	要介護以上
無 他町サービス利用		小規模多機能型居宅介護	要介護以上
無		複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	要介護以上
無		地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の小規模な有料老人ホームやケアハウスで、所在する住民のみが入居できる

有	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定員 29 名以下の小規模な特別養護老人ホームで、所在する住民のみが入居できる	要介護以上
---	----------------------	---	-------

(3)施設サービス

町の実施	事業名	概要	介護度
有	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で自宅では介護が困難な方を対象とし、日常生活上の世話や機能訓練を行う	要介護 3 ～
有	介護老人保健施設	病状が安定した方が看護や医学的管理の下、介護、機能訓練を受け自宅復帰を目指す	要介護以上
無 他町サービス利用	介護療養型医療施設	病状が安定し慢性疾患などにより長期療養を必要とする方に、医療・介護、日常生活上の世話を行う	要介護以上

(4)高齢者のための住宅、拠点施設

町の実施	事業名	概要	介護度
有	ケアハウス	自炊できない程度の身体機能の低下または独立して生活するには不安が認められる者であって家族の援助を受けることのできない者、日常生活を営むのに介助を必要としない者、共同生活に適応できる者、利用料金を負担できるもの、身元引受人を立てられる者で 60 歳以上の者	非該当～ 要介護 2 程度まで
有	地域包括支援センター	地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のための援助を行い保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための拠点施設	65 歳以上の高齢者
有	居宅介護支援事業所 (社会福祉協議会)	居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成し、サービス業者等との連絡調整を行う	要介護者

9. 清里町の福祉サービス

町の実施	事業名	対象者	概要
有	ホームヘルプサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定非該当の高齢者で支援必要者 ②特定疾患を有し支援必要者 ③その他町長が認める者 	炊事・洗濯・洗濯・身体の清潔保持・買い物・通院等に支援が必要な高齢者等にホームヘルパーを派遣し日常生活に必要な、①家事援助、②身体介護、③買物、通院援助、④相談・助言等を行う
有	デイサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ①精神障害者保健福祉手帳受給者で支援必要者 ②療育手帳受給者で支援必要者(児童・知的) ③特定疾患を有し支援必要者 ④その他町長が認める者 	記憶力の低下、疾病等で家に閉じこもりがち、歩行機能の低下、入浴に見守り、生活に対する意欲低下等が見られる障がい者等に介護老人福祉施設に通所させ①健康管理、②日常動作訓練等のサービスを提供する
有	デイケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳受給者で支援必要者 ②精神障害者保健福祉手帳受給者で支援必要者 ③療育手帳受給者で支援必要者(児童・知的) ④特定疾患を有し支援必要者 ⑤その他町長が認める者 	記憶力の低下、疾病等でリハビリが必要、家に閉じこもりがち、歩行機能の低下入浴に見守り生活に対する意欲低下等が見られる障がい者等に介護老人保健施設に通所させ①健康管理、②日常動作訓練等のサービスを提供する
有	ショートステイ事業	<ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳受給者で支援必要者 ②その他町長が認める者 	体調不良で家庭生活維持に影響がある及び介護者のやむを得ない理由で家庭での介護が出来ない障がい者等に介護老人福祉施設・介護老人保健施設に一時的に入所させ健康管理、日常動作訓練等のサービスを提供する

有	配食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ①独居高齢者、高齢者夫婦世帯の支援必要者 ②身体障害者手帳受給者で支援必要者 ③精神障害者保健福祉手帳受給者で支援必要者 ④療育手帳受給者で支援必要者(児童・知的) ⑤特定疾患を有し支援必要者 ⑥その他町長が認める者 	歩行機能・記憶力の低下で炊事が十分にできない、また、家族の援助が受けられず炊事的能力が不十分な高齢者等に対し定期的に食事の提供し、健康状態や安否確認を行う
有	介護用品支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の支援必要者 ②身体障害者手帳受給者で支援必要者 ③精神障害者保健福祉手帳受給者で支援必要者 ④療育手帳受給者で支援必要者(児童・知的) ⑤特定疾患を有し支援必要者 ⑥その他町長が認める者 	寝たきりや認知症の状態で見守りがありおむつを常時使用している在宅寝たきり高齢者等に介護用おむつを支給し経済的負担軽減を図る
有	訪問サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ①独居高齢者、高齢者夫婦世帯の支援必要者 ②身体障害者手帳受給者で支援必要者 ③精神障害者保健福祉手帳受給者で支援必要者 ④療育手帳受給者で支援必要者(児童・知的) ⑤特定疾患を有し支援必要者 ⑥その他町長が認める者 	介護保険等のサービスを受けていない高齢者等世帯に対し巡回し安否確認、心配事相談、生活指導を行う
有	機能訓練事業	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の支援必要者 ②身体障害者手帳受給者で支援必要者 ③精神障害者保健福祉手帳受給者で支援必要者 ④療育手帳受給者で支援必要者(児童・知的) ⑤特定疾患を有し支援必要者 ⑥その他町長が認める者 	日常生活活動に障害があり機能訓練が必要な高齢者等に対して日常生活に必要な支援、指導等を提供するためのリハビリ専門員を派遣する

有	入浴サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の支援必要者 ②身体障害者手帳受給者で支援必要者 ③精神障害者保健福祉手帳受給者で支援必要者 ④療育手帳受給者で支援必要者(児童・知的) ⑤特定疾患を有し支援必要者 ⑥その他町長が認める者 	介護者がいないと入浴できない高齢者等に対して施設で入浴させ健康管理、衛生管理等のサービスを行う
有	送迎サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ①独居高齢者、高齢者夫婦世帯の支援必要者 ②身体障害者手帳受給者で支援必要者 ③精神障害者保健福祉手帳受給者で支援必要者 ④療育手帳受給者で支援必要者(児童・知的) ⑤特定疾患を有し支援必要者 ⑥その他町長が認める者 	歩行機能の低下や認知症により公共交通機関の利用が困難で町内に居住する家族の交通手段のない高齢者等及び車椅子またはストレッチャーでなければ移動困難な高齢者等に対し診察・入退院・機能回復訓練のための交通手段(小型ハイヤー、リフト付き車)を提供する
有	送迎介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ①送迎サービス対象者で介護者が必要な者 ②介護者がいなければ受診困難者 	車の乗降に介護が必要、利用手続きに支援が必要、医療機関等利用中徘徊等により見守りが必要な送迎サービス利用者にヘルパーのサービスを提供する
有	交通弱者(バス路線廃止)支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ①バス路線廃止まで主として路線バス利用者 	路線バスを利用していた者で本人及び家族に交通手段がない交通弱者にハイヤー利用料の一部を助成する
有	障害児補装具助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳受給者で18歳未満の者 	制度上の所得要件で補装具費を全額自己負担した障がい児・保護者に町民税課税世帯と同程度の助成を行う

10. 妊娠・妊産婦・出生児・障がい者(児)等に係る支援対策

町の実施	事業名	概要	担当
10-1 有	不妊治療助成事業	体外受精及び顕微受精による不妊治療及び一般不妊治療のうち保険適用外の人工授精に要する費用の一部を助成し経済的負担を図る	保健G
10-2 有	安心出産支援事業	分娩可能な産科医療機関に通院する交通費の一部を助成し、妊産婦の新死因の負担・経済的負担の軽減を図る。妊婦健康診査 14 回、産後 1 ヶ月健診 1 回分を限度に支給	子ども 子育てG
10-3 有	妊婦歯科健診事業	妊娠週数 28 週目までの妊婦に対する歯科健康診査を実施し、妊婦の口腔衛生の状態を健全に保ち胎児の健全な発育、妊婦の予防歯科意識の高揚を図る	保健G
10-4 有	新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査に要する費用を助成し、新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育を図り聴覚障がいによる音声発語発達等への影響を最小限に抑える	保健G
10-5 有	産後ケア事業	産婦の居宅において助産師等の看護職が中心となり母子に対して母親の身体的回復と心理的安定を促し母親自身が能力を育み母子とその家族が健やかに育児をできる様支援する	保健G
10-6 有	出産支援金支給事業	次世代を担う子どもの誕生を祝し、健やかな成長を願うとともに子育てに要する経済的負担軽減を図る(5万円/出生児1人)	子ども 子育てG
10-7 有	乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業	0~2 歳に達するまでの乳幼児を養育する保護者に紙おむつ用ゴミ袋を支給し子育て世帯の経済的負担軽減と、育児の様子確認による育児不安の早期発見を行う	子ども 子育てG
10-8 有	斜里地域子ども通園センター通園費補助事業	斜里地域子ども通園センターへの通園に対し交通費(公共交通機関利用料金で算出)の一部を助成し、経済的負担軽減を図る	子ども 子育てG

有	難病者等通院 交通費助成事業	①特定疾患を有する者 ②人工透析の医療給付を受けているもの ③身体障害者手帳 1・2 級受給者のいる世帯 ④療育手帳総合判定 A を受けている者 ⑤精神障害者保健福祉手帳 1・2 級受給者のいる世帯 ⑥ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業に定める疾患を有する者 ⑦その他町長が認めた者	難病者等が通院・通所訓練等に要する交通費を支給することにより経済的負担軽減を図る(所得制限有り)	福祉 介護G
---	-------------------	---	--	-----------

11. 高齢者等に係る支援対策

町の実施	事業名	概要		担当
有	救急医療情報 キット交付事業	①70 歳以上の世帯の者 ②障がい者世帯の者 ③その他町長が認めた者	在宅の高齢者・障がい者等のかかりつけ医療機関・持病・服薬・緊急連絡先等を記載した救急医療キットを交付、冷蔵庫等に保管することにより、救急隊員が迅速に救急活動が行える	福祉 介護G
有	高齢者等緊急通報 システム運営事業	①65 歳以上で日常生活に支障のある独居の者 ②介護保険法上の要介護・要支援者認定者、身体障害者手帳受給者、療育手帳受給者、精神障害者保健福祉手帳受給者、特定疾患のうち、独居、同居人が 70 歳以上、同居人が要介護・要支援認定者・障がい者等	在宅の一人ぐらし高齢者等に家庭用緊急通報危機を貸与し、緊急通報受診センターと電話回線を直結させ急病、事故等の緊急時に迅速に救援活動を行う	福祉 介護G

有	高齢者等の暖房費等支援事業	①65歳以上独居・高齢夫婦世帯 ②身体障害者手帳1・2級受給者のいる世帯 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級受給者のいる世帯 ④療育手帳受給者のいる世帯 ⑤ひとり親世帯等	収入基準 1日当たり1,200千円以下の高齢者世帯、身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯、ひとり親世帯等の生活困窮者に対し暖房費の一部を助成する※1世帯1万円(R2は新コロ支援として1世帯5万円)	福祉 介護G
有	高齢者肺炎球菌予防接種事業	①各年度、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者 ②60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能のいずれかに身体障害者手帳1級相当の者	高齢者の肺炎球菌による肺炎の発生及び重症化を予防するため予防接種費用の一部を助成する	保健G
有	高齢者に対するインフルエンザ予防接種事業	①65歳以上の者 ②60歳～65歳未満の条件該当者	予防接種法に基づく定期予防接種として罹患し重篤になる恐れのある高齢者に予防接種費用の一部を助成する(自己負担1,000円)	保健G
有	認知症高齢者等SOSネットワーク事業	徘徊の恐れのある高齢者	予め登録されている認知症による徘徊の恐れのある高齢者等が行方不明になった場合、早期に発見・保護できるよう関係機関や地位との連絡体制による支援を行う	福祉 介護G
有	訪問看護ステーション利用者の交通費助成事業	訪問看護ステーション利用者	在宅で訪問看護ステーションサービスを利用する者に対し利用料金(交通費)の一部を助成し健康保持と福祉の向上を図る	保健G

有	ハイヤー利用 助成券交付事業	①運転免許証を所持しない75歳以上の者 ②65歳以上の身体障害者手帳1・2級受給者 ③65歳以上の療育手帳A受給者 ④65歳以上の精神障害者保健福祉手帳1・2級受給者 ⑤その他町長が認めた者	高齢者等の日常生活に必要な交通手段を確保し、福祉の増進と町の活性化を図る ※居住地により交付枚数決定	企画政策課
---	-------------------	---	---	-------

12. 新型コロナウイルス感染症に係る支援対策【令和元年度・2年度 保健福祉課所管分】

町の実施	事業名	概要		担当
有	高齢者等訪問事業	①高齢者の支援必要者 ②身体障害者手帳受給者で支援必要者 ③精神障害者保健福祉手帳受給者で支援必要者 ④療育手帳受給者で支援必要者(児童・知的) ⑤特定疾患を有し支援必要者 ⑥その他町長が認める者	新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛している高齢者等宅を訪問し心配事の相談等を受ける	福祉 介護G
有	子育て世帯応援 特別給付金支給 事業	①清里町に住所を有する18歳までの児童 ②進学等の理由は上記に含める	新型コロナウイルス感染症の影響で学校等の休業、外出自粛の要請により各家庭における追加支出を余儀なくされた子育て世帯に1人3万円の見舞金を支給	子ども 子育てG
有	妊産婦応援 支援金事業	①4/28～7/1までに出生した子を監護する保護者 ②7/2以降に出生した子を監護する保護者 ③R3.3.31までに母子健康手帳を受けた者	新型コロナウイルス感染症の不安を抱えながら定期検診を受診する妊婦の方及び無事出産を迎えられた産婦の方に応援支援金を支給する	保健G

有	生活応援事業	<p>①住民基本台帳に登録された世帯員で構成された世帯で世帯員全員が住民税非課税の世帯</p> <p>②進学等の理由は上記に含める</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の予防対策を実施している住民税非課税世帯に対し心身の負担見舞い、新しい生活様式の取組に係る余儀なくされた追加支出に対し見舞金を贈る</p>	福祉 介護G
有	インフルエンザ 予防接種事業	<p>①生後6か月～高校生相当年齢</p> <p>②65歳以上高齢者</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、かかりつけ医での接種も助成対象とする</p> <p>交通弱者対策として札弦・緑に高齢者用予防接種枠を設ける</p>	保健G
有	新型コロナウイルス感染症に伴う 社会福祉法人補助	<p>清里町社会福祉協議会</p> <p>清里町福祉会</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大予防対策により社会福祉法人が実施する事業を休止した対策費用を補助し事業の安定を図る</p>	福祉 介護G
有	医療機関等感染症 対策支援金交付 事業	<p>①医療機関・歯科医療機関・介護保険施設</p> <p>②軽費老人ホーム・柔道整復施術所</p> <p>③薬局</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大予防として受入れ・診療制限を行っている医療機関等及び、感染拡大防止対策実施に係る費用支援を行い安定的な事業運営を行う</p>	保健G

13. その他

町の実施	事業名	実施者	概要	条文
有	民生委員・児童委員・主任児童委員	厚生労働省	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるもので児童委員を兼ねる。また、児童委員は児童・妊産婦の保護、保健その他福祉に関し援助及び指導を行う。清里町には 19 名の民生院児童委員と 2 名の主任児童委員がいる	民生委員法
13-1 有	児童相談所	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	町村と連携し家庭その他からの相談に応じ、問題・真のニーズ、環境状況の的確に最も効果的な援助を行い、福祉を図り権利を擁護することを目的の施設	児童福祉法 12 条
13-2 有	要保護児童対策地域協議会	市町村・関係機関・関係団体	要保護児童の①支援にあたっての援助方法②具体的な方法及び時期③各機関の役割分担④連携方法当該事例のまとめ役、次回開催時期等に関する協議を実施	児童福祉法 25 条

清里町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

令和3年3月 発行

発行 清里町

編集 清里町 保健福祉課

〒099-4405 北海道斜里郡清里町羽衣町 35 番地

TEL 0152-25-3847

FAX 0152-25-2137